

官報

号外

平成十三年六月十二日

第百五十一回 衆議院會議録 第三十八号

平成十三年六月十二日(火曜日)

議事日程 第二十三号

午後一時開議

第一 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(環境委員長提出)

第三 確定拠出年金法案(第百五十回国会、内閣提出)

第四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(環境委員長提出)

日程第三 確定拠出年金法案(第百五十回国会、内閣提出)

日程第四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤松正雄君。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、測量及び水路測量の基準に関する世界標準化の進展等を踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、測量法において、基本測量及び公共測量における経緯度は、世界測地系に従って測定しなければならないこととする、

第二に、水路業務法において、水路測量は、経緯度については世界測地系に、その他の事項につ

いては政令で定める基準に、それぞれ従って行わなければならないこととする、

などであり、

本案は、参議院先議に係るもので、去る五日本委員会に付託され、翌六日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、八日質疑に入り、世界測地系への移行が国民生活に与える影響、改正内容の周知徹底を図る必要性等について質疑が行われました。同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第二 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(環境委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長五島正規君。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(五島正規君登壇)

○五島正規君 ただいま議題となりました特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し、または、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、この法律において対象とするフロン類とは、CFC、HCFC及びHFCの三種のフロンとし、対象機器については、第一種特定製品を業務用冷凍空調機器、第二種特定製品をカーエアコンとすること、

第二に、業務用冷凍空調機器が廃棄される場合において、冷媒用フロン類を回収する第一種フロン類回収業者には、フロン類の引取義務、回収、運搬の基準の遵守義務等を課し、都道府県知事は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができ、

第三に、使用済み自動車に搭載されたカーエアコンを引き取る第二種特定製品引取業者は、自動車フロン類管理書を添付して、自動車ユーザーから引き取ったカーエアコンを、冷媒用フロン類を回収する第二種フロン類回収業者に引き渡すこととする、

第二種特定製品引取業者には第

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案

一

平成十三年六月十二日 衆議院會議録第三十八号

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

一

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

一

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

一

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

一

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

一

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

一

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

平成十三年六月十二日 衆議院會議録第三十八号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案 確定拠出年金法案外一案

一一

一種特定製品の引取義務等を課すとともに、第二種フロン類回収業者にはフロン類の引取義務、フロン類の回収、運搬の基準の遵守義務等を課し、都道府県知事は、これらの者に對し、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができるとすること。

第四に、特定製品の冷媒フロン類の破壊を行うフロン類破壊業者には、フロン類の引取義務、破壊の基準に従ってフロン類を破壊する義務等を課し、主務大臣は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができるとすること。

第五に、業務用冷凍空調機器については、廃棄するユーザー事業者が、第一種フロン類回収業者に、フロン類の回収等の費用につき適正な料金を支払うこととすること、また、使用済み自動車に係るカーエアコンについては、第二種フロン類回収業者が、引き取ったフロン類を、自動車フロン類管理書を添付して、自動車メーカー、輸入業者に引き渡すとともに、回収、運搬の費用を請求することができるととし、自動車メーカー、輸入業者は、そのフロン類を引き取るとともに、第二種フロン類回収業者にその費用に關し料金を支払わなければならないこととすること。

第六に、この法律は、平成十四年四月一日から施行すること、ただし、カーエアコンからのフロン類の回収義務や費用支払いに係る規定に關しては、平成十四年十月三十一日までの間で政令で定める日から施行することとすること。

以上が、本法律案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る八日の環境委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本法律案に基づくカーエアコンからのフロン類の回収に關する規定の早期施行等を内容とする、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第三とともに、日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。日程第三 確定拠出年金法案(第百五十回国会、内閣提出)

日程第四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員会提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、確定拠出年金法案、日程第四、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生労働委員長鈴木俊一君。

確定拠出年金法案及び同報告書
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○鈴木俊一君(登壇)

たゞいま議題となりました確定拠出年金法案について、厚生労働委員会における審

査の経過及び結果を御報告申し上げますとともに、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、確定拠出年金法案について申し上げます。本案は、国民の高齢期における所得確保についての自主的な努力を支援するため、新たな選択肢として、確定拠出年金を設けようとするものであります。

その主な内容は、第一に、確定拠出年金は、事業主が労使合意に基づいて実施し、六十歳未満の従業員が加入者となる企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し、国民年金の第一号被保険者等が加入者となる個人型年金の二種類とすること、

第二に、掛金は、企業型年金においては事業主が、個人型年金においては加入者が拠出すること、

第三に、加入者は、個人ごとに管理された資産について運用の指図を行うこと、

第四に、加入者が離職した場合は個人ごとには、他の企業型年金または個人型年金に個人ごと管理された資産を移換すること、

第五に、加入者の受給権保護等を図る観点から、関係者の行為準則を定めること等であります。

本案は、第百五十回国会に提出され、昨年十一月二十八日の本会議において趣旨説明が行われ、継続審査となつていたものであります。

本委員会においては、五月二十五日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十九日質疑に入り、六月五日参考人から意見を聴取し、同月八日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守党の五会派共同提案により、施行期日を平成十三年十月一日に改める等の修正案が提出されました。討論の後、採決の結果、修正案及び

修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案について申し上げます。

去る五月十一日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、国は控訴しないことを決定しました。これを受け、各会派間で協議を重ね、また、ハンセン病国家賠償訴訟全国原告団及び全国ハンセン病療養所入所者協議会の意見を伺うなどして、委員長において草案を作成し、昨六月十一日、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、本案には、特に前文を付し、らい予防法廃止に至るまでの経緯、悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受けとめ、深くおわびするとともに、ハンセン病患者であつた者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意及び本案の趣旨を明らかにしていること、

第二に、国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により補償金を支給するものとし、その請求は施行日から起算して五年以内に行わなければならないこと、

第三に、補償金の額は、ハンセン病療養所入所者等の区分に応じ千四百万円から八百万円とし、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間にハンセン病療養所等から退所していたことのある者に対する補償金は、ハンセン病療養所入所者等の区分及び退所期間に応じた額を控除した額とすること、

第四に、本法案による補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償を受けたときは、国は、その価額の

修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

限度で補償金を支給する義務を免れるものとし、また、国は、補償金を支給したときは、同一の事由について、その価額の限度で国家賠償法による損害賠償の責めを免れるものとする。

第五に、国は、ハンセン病の患者であつた者等について名譽の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するため必要の措置を講ずるよう努めなければならないものとし、これらの措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であつた者等の意見を尊重するものとする。

なお、本案施行に要する経費としては約七百億円が見込まれますので、本案の成案を決定するに際しましては、内閣の意見を聴取いたしました。以上が、本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) ○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) ○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、地方自治法等の一部を改正する法律案について、趣旨の

説明を求めます。総務大臣片山虎之助君。(國務大臣片山虎之助君登壇)

○國務大臣(片山虎之助君) 地方自治法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律案につきましては、住民自治のさらなる充実及び自主的な市町村の合併の推進を図り、もつて地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申及び地方分権推進委員会の意見にのっとり、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議会制度の充実、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の充実、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設を行い、あわせて、法律において地方公共団体の規則等に委任している事項のうち必要なものについて条例で定めることとするほか、所要の規定の整備を行うこととあります。

以下、その概要について御説明申し上げます。第一は、地方自治法の一部改正に関する事項であります。

まず、直接請求に関する事項として、地方公共団体の議会の解散請求及び長等の解職請求に必要な署名数要件につきましては、現在、有権者数の三分の一とされているところですが、これを、有権者数が四十万を超える場合について、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数に緩和することとしてあります。

次に、議会制度の充実に係る事項として、議員派遣の根拠及び手続を明確化するとともに、議会における選挙において、点字投票の導入を図ることとしてあります。

また、住民監査請求制度及び住民訴訟制度に関する事項として、住民監査請求について、監査委員による暫定的な停止の勧告制度を創設するなど、審査手続の充実を行うこととしてあります。住民訴訟については、個人を被告とする訴訟を地

方公共団体の機関を被告とする訴訟とするなど訴訟類型の再構成を行うとともに、違法な財務会計行為の差し止めを求める訴訟の対象を拡大し、あわせて、差し止めと当たり公共の福祉との調整を図る規定を設けることとしてあります。また、住民訴訟における原告の弁護士費用についても、公費負担の対象を拡充することとしてあります。

さらに、中核市の指定要件の緩和に関する事項として、人口五十万以上の市については、面積要件を廃止することとしてあります。

第二は、市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項であります。

まず、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設に関する事項として、合併協議会設置の請求に基づく議案が議会で否決された場合に、市町村長からの請求または当該請求がなかった場合に有権者の六分の一以上の署名によって行われる直接請求を要件として住民投票を実施し、過半数の賛成があった場合に議会が可決したものとなすこととするほか、直接請求により置かれる合併協議会については、請求代表者を委員に加えることができることとする。また、合併に関する協議の状況を設置後六月以内に請求代表者に通知し、かつ、公表しなければならないこととしてあります。

さらに、地方税に関する特例を拡充するとともに、一部事務組合等に関する特例及び流域下水道に関する特例を創設することとしてあります。

第三は、法律において地方公共団体の規則等に委任している事項のうち必要なものについて条例で定めることとするものであります。権利義務規制を行うための基本的な規範の定立を地方公共団体の規則等に委任しているものについては、原則として条例に委任することとすべきであるという地方分権推進委員会の意見を踏まえ、化製場等に関する法律等の四本の法律について、所要の改正を行うこととあります。

その他、地方自治法別表の規定等、所要の規定

の整備を行うこととしてあります。

以上が、地方自治法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。武正公一君。

(武正公一君登壇) ○武正公一君 民主党の武正公一です。民主党・無所属クラブを代表して、地方自治法等の一部を改正する法律案について質問を行います。(拍手)

改革断行内閣を掲げる小泉内閣は、間もなく発足二カ月を迎えます。森内閣当時には、景気回復と構造改革は、まず景気回復優先であったのが、竹中経済財政担当大臣いわく、景気回復と構造改革はコインの裏と表、二匹のウサギは一匹であるとの転換を行うことを言明しています。

橋本内閣が財政構造改革に取り組み、途中で方向転換した轍を繰り返さず、景気回復と構造改革を実現するためには、一九八〇年代後半からの経済運営や失われた九〇年代の十年の厳しい検証と、その検証により得られた教訓を生かすことが欠かせません。そのことは是非と、どのような教訓を得られたか、お考えをお伺いします。

日米構造協議で四百三十兆円の公共投資を合意し、九五年には六百三十兆円にかき上げ、十六分野の公共投資基本計画を進めてきたことは見直しが必要です。例えば、事業費一千兆円と言われる四全総で、道路公団の予定路線は、七千六百キロを一万一千五百一十キロに延ばしました。今、原点を四全総の策定時点に戻して、公共投資の考え方の転換が必要ではないでしょうか。

以上、竹中大臣と塩川財務大臣の御所見を伺います。

平成十四年度予算で国債発行額を三十兆円に抑えることを掲げる小泉内閣は、道路特定財源の見直しを、地方交付税の見直しを挙げました。しかし、所信表明でも、「財源問題を含めて地方分権を積極的に推進するとともに」の二十五文字しかなかったように、地方分権ということでは小泉内閣の顔が見えません。

民主党は、地方分権を徹底する中で、地方における雇用の受け皿を、福祉、環境、NPO産業に求めています。さらに、緑のダム構想にて、山の手入れを継続的に行うことによる雇用の創出も提案しています。そして、百花繚乱の地方をつくることで、地域地域の個性的で自立した産業や経済が生まれ育つと考えます。

きのう、素案が示され、今月末には骨太の方針を打ち出す経済財政諮問会議の担当大臣である竹中大臣に、景気回復と構造改革における国と地方の役割分担をどのようにお考えか、伺います。

あわせて、経済財政諮問会議で本間委員が指摘したように、国債発行額を抑えた分を地方債発行という抜け道をとらないことの確認を塩川大臣にさせていただきます。(拍手)

次に、道路特定財源は平成十三年で五兆五千億円、地方自治体分はそのうち二兆三千億円になります。道路特定財源の見直しで地方税収に与える影響を心配する声があります。

先週の党首討論でも、小泉首相は、見直すと言った見直しなんだ、しかし、具体的な中身は参議院選挙後の一点張りでありました。

宮澤前財務大臣は、経済財政諮問会議が依頼して、経済社会総合研究所がつくる複数の財政再建のパターンをこの夏、提示する、それを国民が選択すると述べています。この中には、歳入構造の見直しとして、消費税の税率のアップなどが想定されると言われています。

増税はないと言う小泉首相ですが、この財政再建のパターンも、この夏、すなわち参議院選挙後に明らかになります。いわゆる小泉改革の是非

を国民に仰ぐならば、少なくとも道路特定財源の見直しの具体的な内容は参議院選挙前に明らかにすることが小泉内閣の責務と考えますが、いかがでしょうか。(拍手)

また、この見直しは、政府、自治体あわせて、公共事業の見直しの一環としての措置と考えてよいのかどうか、伺います。

さらに、消費税の税率アップなどの増税は行わず、例えば電波のオークション制の実施などにより歳入増を図ることについての御所見を伺います。

以上、塩川大臣のお考えはいかがでしょう。次に、地方交付税について伺います。

塩川財務大臣は、基準財政需要額の算定の見直しを行うと述べました。これについては、片山総務大臣も同意をされています。基準財政需要額の算定の見直しを行うことは、法律の改正を必要とします。関連法案は十五本あります。平成十四年度予算に反映させるにはどのようなスケジュールで改正を行うのか、財務大臣と総務大臣の御所見を伺います。

三割自治と言われた地方自治体の財政も、今、歳入総額に占める地方税割合は、平成十一年度決算で、一〇％以下が二六・八％、二〇％以下が五六・一％、三〇％以下が七四・六％を占めます。六次にわたる政府の総合経済対策の下請を自治体が担い、地方単独事業を進め、地方債が二・七倍の百八十八兆円になったこと、政府の補助金、負担金、交付税のうち、特に交付税で後年度の地方債の元利償還を見てもらう措置に乗り、歳出を膨らませてきたことが理由です。財政の硬直化を招いています。

政府は、地方自治体の財政力を高めるねらいから、市町村を千に統合しようとするさまざまな優遇策を講じてきました。本法案では、市町村合併を進めようという観点から、合併協議会に当該請求を行った代表者に加え、意見陳述の機会を義務づけるなどの改正は、当たり前といえれば当たり前であ

りますが、これまでできていなかった点から、評価するものであります。

そもそも、合併が進まない理由はどこにあるかということとは、合併しなくても自治体の運営に支障はないという点にあります。すなわち、全国三千三百市町村のうち人口が一人以下以下の町村が約五割を占めています。また、交付税制度は、基準財政需要額と同収入額の差のため、支出を減らすうとか収入をふやそうとかの自治体の経営努力を促進する仕組みになっていません。

民主党は、政権獲得後、翌年度の補助金等を全廃し、使途を問わない一括交付金にします。そして、五年後、税源を移譲するとともに、自治体間の財政調整は、人口と面積要件により算定した交付金を考えています。

片山大臣は、余りに複雑でわかりにくい地方交付税の算定方式の簡素化を打ち出し、特に、本年二月二十七日の総務委員会では、「人口が少ない方が一人当たりの交付税額はかなりふえていますから、こういう状況をいつまでも続けるかどうか検討させていただきまします。この答弁がありました。しかし、第九回経済財政諮問会議では、遠藤副大臣が出席し、片山総務大臣のメモとして、「受益者の適正な負担」と段階補正の縮小を、骨太の方針の見出しから削除を求めています。その真意をお聞かせください。

次に、地方税の充実について伺います。地方の税財源の充実強化は避けて通れません。民主党は、歳出面で政府と自治体が四対六、税収面が六対四の現状を、五対五に見直すことを打ち出してきました。片山大臣は、景気が回復したら地方への財源の移譲が可能と発言され、議論を始めると言われ、赤字地方債も三年に限って発行したように、三年たったら景気は回復するとの答弁がありました。小泉内閣になり、景気回復と財政構造改革は一匹のウサギと認識を転換された今、どのようなスケジュールで地方税の税源移譲を考えていますか。御所見を伺います。

同じく、塩川大臣に、地方税の税源充実について伺います。

次に、住民訴訟について伺います。住民の訴訟対象を自治体の長から自治体などの機関にしようという改正は、全国市長会などから、百万円以下が七〇％強を占める弁護士費用立てかえの点からも要望が出ていたことであります。しかし、職員の不正については、二段階で自治体の長が訴えることにより裁判結果のおくれが懸念されます。また、市長がかわった場合、前市長の不正をただす裁判を現市長の市相手に起こし、第二弾として、現市長の市が前市長を訴えるという仕組みになります。

また、差し止め請求は、公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときはできないことになっていますが、いわゆる公共事業の差し止め請求がでなくなるのではないかと指摘もあります。

また、官製談合については、自治体が費用を持って訴訟することに疑問の声が上げられています。さらに、相手方を削除したことにより企業の責任を問えないという指摘もあります。わかりやすく言うと、談合に加わった職員の弁護士費用などを税金で負担することにより、談合した職員及び相手方の弁護に当たり公費を使い、談合を追及する住民と対抗することになります。

一方、自治体が第二弾で自治体の長を訴えるときは、代表監査委員が務めることになります。代表監査委員の自治体の長からの独立性や事務局体制の充実が担保されなければ、実効性は乏しいと考えます。

以上の指摘について、片山総務大臣の御所見を伺います。

また、住民監査請求制度における監査委員と外部監査人の権限を強化した点は、地方分権における自治体運営のチェック機関としての役割を認識した結果と評価するものであります。

そこで、過日、本院を通過した行政評価法における国の委任または補助にかかわる政策評価のう

ける国の委任または補助にかかわる政策評価のう

ち、自治体分に関しては、行政評価・監視の連携のもと、監査委員及び外部監査人との協力体制が必要と考えますが、総務大臣の御所見を伺います。

小泉内閣は国民の圧倒的な支持を受けています。政治に対する関心も高まっています。その手法は、首相のリーダーシップをもって方向性や具体的な政策を国民に示し、その国民の支持を確認して、トップダウンで進めようとしています。

であるならば、国権の最高機関である国会の議論を通じて、わかりやすく国民に小泉内閣の目指す方向性や具体的な政策を伝えるべきであり、党首討論の時間が四十分では説明責任を果たしていないと考えますが、いかがでしょうか。

(拍手)

また、今通常国会のNO.1法審査や行政評価法審査で明らかになった各省間の覚書は法律に書き込むべきであり、省庁間の問題は国会の議論の土俵にのせることで、行政をわかりやすくするべきであります。官房長官の御所見を伺います。

最後に、国民に痛みを求めるといふ小泉首相の痛みを求める国民とは、政治家の癒着で守られてきた族議員であり、組織防衛に努める縦割り官庁であり、既得権益を持つ業界、団体であるはずで、決して一人一人の国民に安易に痛みを求めてはならないということ最後に申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 私に対しては三つの質問があったかと思しますので、お答えさせていただきます。

第一は、失われた十年の検証と、それにより得られた教訓についてであります。

二点申し上げたいと思います。

最大の政策上の教訓は、やはり資産デフレ、大幅な資産デフレの影響というのを私たちの社会全体が過小評価してしまったということではないかと思ひます。これについては、九二年から九四年

までの成長見込みを非常に高く政府見通しが見積もっていたということの中に象徴的にあらわれていると思ひますが、同時に、民間のシンクタンクも同じような高い成長見込みをその当時、掲げていました。その意味では、社会全体の資産デフレというものの対する知的なストックが不足していたということ、これは学者も含めて、ジャーナリズムも含めて恥じるべきだということに考えます。

政策に關してもう一点申し上げますことは、九七年から九八年にかけて一種の危機的な状況が起こってしまった、危機的な状況が起こりますと、これは、なりふり構わず財政金融の政策を發動せざるを得なくなる、それによって、しかし一方で、非常に大きな財政の負担、赤字の負担を負ってしまったということではないかと思ひます。その意味で、そういった政策を受けて、安易に需要の拡大に頼らない構造的な政策が求められている、それをぜひ実行したいというふうにも認識するわけであります。

第二の質問は、公共投資基本計画と公共事業関係長期計画についてのお尋ねであります。

これらの計画は、国民が豊かさを実感できる社会に向けて、社会資本の整備という点でそれなりの大きな役割を果たしてきたということは間違いないと思います。しかし一方で、資源配分を硬直的なものにしたというように批判も、これは十分にや

はり傾聴に値するわけであります。結局のところ、社会資本については、新しい時代の変化に対応して、やはり効率的で重点的な配分を進めなければいけない、そのための新しい仕組みづくりをしなければいけないということに尽きると思ひます。

骨太の方針では、そういった社会資本の問題と

いうのを非常に大きなテーマの一つと位置づけておりまして、幾つかの議論を最終的に、今、詰めているところでありまして。六月末の骨太の方針の中で、このような議論をさらに詰めていきたいと

思ひます。

第三の、国と地方の關係についてのお尋ねであります。

(拍手)

国と地方の關係を縮小して、自立した地方が多様な個性と創造性を発揮して競争していくということが、地域の活性化につながるし、同時に効率的な資源配分をもたらすということは、もう間違いないと思ひます。

個性ある地方の競争ないしは自立した国、地方の關係の確立等、こういったテーマに基づいて、

経済財政諮問会議の骨太の方針の中では、国と地方のあり方を根本的に再検討しております。受益と負担の明確化という観点からこの議論を今、詰

めていくところでありますので、骨太の方針に沿って御報告をさせていただきますというふうに思ひます。

ありがとうございます。(拍手)

○国務大臣(塩川正太郎君) 武正議員にお答えいたします。

短い時間で随分とたくさん御質問されましたので、ひょっとしたら答弁漏れがあるかも知れませんが、十分注意してお答えしたいと存じます。

まず、第一点のお尋ねでございますが、八〇年代後半からの日本の経済の運営はどうであったかという点についてでございます。

竹中大臣が先ほどお答えになりましたので、重複を避けて、私の感想を申し上げますと、九〇年代になりましたから日本の経済も変わってまいりましたが、しかしながら、右肩上がりの、それ行けどんどの経済方式で依然として景気対策をやってきたということは間違いないかと思ひます。

その効果がなかったということではございませんけれども、それがために経済の構造改善は余り進んでいなかったと思ひます。しかしながら、いつまでも右肩上がりではございませんので、そこで、根本的に経済の構造を

えなければならぬ、財政の構造も変えなければならぬということで、今回、小泉内閣が「聖域なき構造改革」ということをテーマにして登場いたしましたのは、その使命感をよっておることだと思っておりますので、私たちも、これからの制度の改正と同時に、その改正した、規制緩和をしたその力をもって新しい経済の力をつくっていくたい、こう思っておりますのでございまして、構造改革をしながら景気回復に懸命の努力をさせていただきます。

それから、二番目のお尋ねであったと思うのでございまして、日米構造協議において六百三十兆円の公共投資をして、十八本の公共投資計画を進めてきた、この見直しをどうするかということでございます。

確かに、長期計画をつくりまして公共事業を進めたことが、そのことが予算に対して大きい硬直状況をつくったということは、これは事実であらうと思っておりますけれども、これによって、日本の経済基盤、社会基盤はしっかりした、基礎を固めたということもまた事実でございます。

ここにおいて、公共事業のあり方等についても、やはり財政を拘束しない、硬直させない範囲において、軽重をわきまえた、はじめのある投資をしなればならぬということでございます。その見直しにつきましては、法律で裏づけられておるところの長期計画は、これを推進いたしますけれども、しかし、法律に裏づけられておらない長期計画につきましては、今後においてその効用等を十分見定めて、計画の練り直しをいたしたいと思っております。これにつきましては、現在進められておりますところの経済財政諮問会議において十分な検討をいたすつもりでございます。

それから、道路財源についての御尋ねでございます。それから、道路財源についての御尋ねでございます。道路財源は一般財源化するというのを一つの目標にいたしております。

確かに、道路財源が設定されましたその当時から

から見まして、現在の道路財源が経済的に、あるいは地域開発的に果たしていく役割というものも相当充実してまいりましたし、また、変わってまいりました。したがって、ここ五十年近く続けてまいりました道路特定財源の使い方につきまして、もう少し幅広く、いわば私たちの生活、あるいは地域の密集地帯における解消のために使うべきではないかと思うのでございまして、道路特定財源の創設された使命を尊重しながら、これの多様化を図っていききたい。

その上におきまして、さらに、一般化への問題は将来の問題といたしまして検討し、必ず一般財源化してやっていきたいと思うのでございまして、けれども、そのためには、ガソリン税あるいは重量税等を納税していただく方々の御意向も十分に参酌しなければならぬと思っております。せっかく改正というよりも、十分納得のいく方法で一般財源化へ進めていきたいと思っております。

それから、非常に関心の高い御質問でございまして、例えば電波オークションの制度を実施してはどうか。

これはなかなか新しい提案でございまして、私もこれは注目しておるところでございまして、ちょっと静かに聞いてください。

増税を行わずに、例えば電波オークション制度を実施して歳入を図る、これはなかなかいいアイデアだと私は思っておりますし、構造改革なくして景気回復なしと言っているその考え方にも合致するものだと私は思っております。

つきましては、この電波オークション制度の実施につきましては、これは所管が私、財務省じゃございませぬ、総務省の関係になるのじゃないか

と思いますので、総務大臣、来ておられますので、後でお答えいただければ結構かと思っております。

それから、地方交付税に関して、基準財政需要額の見直しのためには法改正が必要と考えるが、平成十四年度に向けてどのようなスケジュールで見直すのか、こういう御質問でございまして、これは非常に私たちの関心の高いお尋ねでございまして、

小泉内閣としては、財政構造改革に取り組む中で、十四年度並びに十五年度の予算編成に当たっては、国と地方が協力して、聖域なく歳出を見直していき、その歳出の中で行政単価を一度根本的に見直してみたい、そして経費の節約を、確実に裏をとっていききたいと思っております。

地方交付税につきましても、こうした観点を踏まえまして、予算の編成過程及び地方財政計画の策定を通じて、市民が要求するところの最小必要な行政要求に対しまして、そういうものを十分に見直した上で、地方歳出について聖域なき見直しを行う。そして、所要の交付税額を決定して、これは保障いたしますけれども、しかしながら、交付税の中で、地域において相当相違あるもの等は、これは修正していかねばなりませんし、また、交付税の配分につきましても、ニーズの高いところとそれの濃淡によりまして、新しく交付税をし直すということも必要ではないかと思っておりますのでございまして、要するに、国も節約いたしますから、地方も十分に節約していただきたいというのが私たちの趣旨でございまして、(発言する者あり)したがって、それに伴って法改正をいたしますということでございます。

地方への税源移譲と地方税の充実に関する私の所見を問うこととでございます。

地方税財源につきましては、国と地方を問わず、やはり行政の最低限はどの程度のことなのか、過大化していきまところの行政需要というものを限りある財源で賄い切れるものでございませぬので、この際に、シビルミニマムあるいはナショナルミニマムというものをしっかりと見定め、歳出水準を考えていくべきだと思っております。

それから、八〇年代後半から……(発言する者あり)質問が多かったのですね。——交付税、補助金等を削減して、税源の移譲により国税を減税し、その分、国の交付税総額と減らして、財政構造目標の三十兆円以下にできるようにして、そして地方に財源を移譲したらどうだろうかということとであります。

税金というものは、全部、国民に払っていただくものでございまして、それを国と地方とに分けておるのでございますが、財源の移譲といいましたら国から地方へ移すということとございまして、移していったら国が減るのは当然でございまして、そうすると、国の財政も困る。

したがって、これからの見直しの必要なのは、国と地方との財源をどう配分するかということとございまして、移譲ではなくて、私たちは、配分のことについて協議をしよう、それによってお互いのニーズとして沿うところの財源を確保したらいいではないか、こう思っておるのでございまして、これは、経済財政諮問会議の中で必ず検討していただいて、適正な方向を出していただくようにいたしますと思っております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣片山虎之助君登壇)

○国務大臣(片山虎之助君) 武正議員から何点かの御質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

まず、地方交付税の見直しに係るスケジュールでございます。

先ほども財務大臣からお話しましたが、地方交付税というのは、毎年度の地方財政計画を策定する際に、その年度の地方交付税を幾らにするか、こういうことが決まるわけです。地方財政計画は、御承知のように、すべての地方団体の収入と支出を集約いたしまして、その結果、毎年度かなりな財源不足額が出る、それを地方交付税で埋める、こういうわけでございまして、今は、国税五税の一定の比率を交付税にいたしておりますけれども、それで足りればもちろん結構でございまして、足りない場合にはいろいろな手だてでそれを補てんしていく、こういうことにいたしております。そこで、交付税が決まりましたら、その交付税を算定する技術的ないろいろな基準として、基準財政需要額と収入額の中身を固めていくわけがあります。

基本的には、まず地方の歳出をどうするかというところ、収入がどのくらい見込めるかということ、その差額を地方交付税で補てんして、それを基準財政需要額、収入額という技術的なやり方で中身を固めていく、こういうことでございまして、これは毎年度、予算編成のときに内容は固まっております、こういうふうに御理解を賜りたい、こう思っております。

それから、地方交付税のこと等につきまして、

経済財政諮問会議で、おまえの方から意見を出したではないかと。

実は、二点出しました。武正議員の言われるとおりでございまして、一つは、受益者の適正な負担という項目は落としてくれと。

これは、公共事業の地方負担額に対する交付税措置の記述でございませうけれども、同じことがよそにもあるのです。それとも一つは、地方の歳出を切り込むためには、地方の歳出の七割は国絡みなんです、公共事業、社会保障、教育で。この国の歳出の方の見直しがあれば、地方の歳出そのものの見直しはないのです、実は七割がそうですから。

そういう意味で、むしろ公共事業の見直しの方が先なので、ここで麗々しく、受益者負担の云々というのは、落としておいた方がまとめとしてはいいのではないかと、こういう意見を申し上げたわけでありませう。

それから、「段階補正の縮小」は、これは御承知のように、規模の小さいところを優遇する補正でございまして、このものの見直しはいたします。私は、段階補正の時代的な要請は満ちてきた、こう思っておりますから、現時点で見直す必要があると思ひますけれども、これを経済財政諮問会議のあそこにかけますと、市町村合併のためにこれを一つのためにするのじゃないかと、こういう疑心暗鬼を市町村の方に持たれるとかがかな、こう思ひまして、削除を求めたわけでございます。なお竹中大臣の方と調整いたします。

それから、二兎・一兎論というのがありまして、おまえは税源移譲は景気が回復してからだと書いておったけれども、今、変わったのかと。

私は、基本的に変わっておりません。ただ、国から地方への税源移譲は、議論をこれから始めます、もう既に議論をいたしておりますけれども。

そこで、今、財務大臣は、税財源の再配分だ、こう言ひましたけれども、我々は、今、国と地方は税を六対四で分けています。国が六割、地方が四割。ところが、実際の仕事は、地方が三分の二やっているのです、国が三分の一。国が収入の六割を取りながら仕事は三分の一、地方は収入の四割で仕事は三分の二で、ここに、受益と負担といひますか、収入と支出の乖離があるので、これをできるだけ詰めた、できれば五対五ぐらいが一つの考え方ではなからうか、こう思っておりますから、再配分でも税源移譲でも、地方の取り分をふやすということが我々の考え方でございます。その議論は、地方分権の今、私ははじめるなさいかと思ひます。

ただ、現実問題として、御承知のような財政状況ですから、それじゃ、来年度すぐなるかどうかということは、今それを盛んにあれしても、やや現実的ではないのではなからうか。議論は始めます、しかし、それはやはり景気回復との関係が相ある、こういうことを申し上げているわけでありませう。

それから、住民訴訟につきましては、大変細かい質問がございましたので、要約して答弁させていただきます。

まず、今回の改正による裁判結果のおくれの懸念については、こういうことでございませう。今回、二段階にしたわけですね。執行機関にまず訴訟を起こしていただいて、そこで勝訴、敗訴の場合に、当該本人に執行機関が求償する、こう

いう仕掛けにしたわけでありませうが、第一段階目の訴訟において、執行機関等から長や職員個人、当該当事者に対する訴訟告知を義務づけておりませうから、訴訟が長期化するおそれは、私は、ないものと考えております。

また、前市長の行為について執行機関としての現市長を訴えることや、官製談合等の事例について地方公共団体が弁護士費用を負担することにつきましては、いずれも、当該行為が適法か違法かの判断が、訴訟を起こされた住民の方と執行機関の間で違ふわけでありませうから、執行機関を相手に争うことが私は適当であると考えております。さらに、執行機関を被告とすることに、将来の予防や類似の違法行為の是正のための措置を講じやすいという利点もあると思ひます。

また、差しとめ請求の制限につきましては、「人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるとき」というふうに法律が書いておりますから、極めて例外的な場合でございまして、公共事業がすべてこれに当たるといふことはあり得ないわけでありませう。

また、企業の責任を問えないのではないかと、いうことでございませうけれども、新しい四号訴訟は、団体が企業に対して有する賠償金等の請求をすることを執行機関に求めるものでございませうから、企業そのものの責任は従前と同じでございませう。

代表監督委員が提起をする訴訟は実効性が乏しいのではないかと、いうことにつきましては、代表監督委員は、第一段階目の訴訟の裁判で決められた額の訴訟の提起そのものを義務づけられており

ますから、御指摘の懸念は当たらないものと考えております。

次に、政策評価法、国の行政機関が行う政策評価について、地方団体の補助事業、委託事業についてはどうか。

私は、それを各官庁がみずからの政策評価として、地方団体に対する補助や委託の事業について、いろいろ調査される、評価されるということに結構なことだと思ひております。その場合には、外部監査人なりあるいは監査委員さんと、必要な情報や意見の交換をやる、共同の研修を行うこと、一緒にやる、これは大いに結構なことではなからうか、こう私は思ひておるわけでありませう。

それから、電波免許のオークション制の導入については、これは総務委員会等で盛んに議論されておりますが、これは大変なメリットもありませう。電波というのは国民共通の資産といふべきでございませうから、これを高く売る方がいいという議論は確かにあるのですが、よその国で、オークションをやっているところで大変弊害が出ておりますから、そういうものをつまびらかに検証した結果、日本としてはどういう方がいいのかという結論を、できれば二〇〇五年までに出したというところで、現在、検討に入っているところでございます。

以上、御理解を賜りたいと思ひます。(拍手)

○国務大臣(福田康夫) 武正議員にお答えをします。
まず、党首討論に關してでございます。
国会において政府としての考え方を説明し、あ

るいは議論を重ねていくことは、国民の前に争点を明らかにし、国民の政治への関心を高めるために重要なことであり、国政を預かる者としての責務であると思っております。

御指摘のありました党首討論の時間に関しましては、いろいろな見方はございますけれども、党首討論のあり方全般について国会改革の一環として国会において決定されたものであり、国会において御議論をいただきたいと思っております。

次に、法律案の提出に際してお尋ねがございました。

内閣提出の法律案については、所管省庁において、法律案の目的等を踏まえ、そこに盛り込むべき事項について必要な検討を行った上、これを法律案に規定して提出しているところでござい

ます。

いずれにせよ、法律案について、国会の場合において十分な御審議をいただく中で、国会からのお求めがあれば、所管省庁において、資料の提出や説明など、できる限り協力してまいる所存であります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(渡部恒三君) 黄川田徹君。

(黄川田徹君登壇)

○黄川田徹君 私、自由党を代表して、ただいま提案のありました地方自治法等の一部を改正する法律案に対して質問をいたします。(拍手)

冒頭、さきの大阪教育大学教育学部附属小学校における殺傷事件で、犠牲になった八名の児童の御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の方々に心よりお悔やみを申し上げます。また、重

軽傷を負われた方々の一刻も早い回復を願うものであります。

今後は、政府に、池田小学校の校舎の建てかえや児童の対策を早急に実施することを要請するとともに、私として、一部勢力の反対により立法化が断念されている、他人に危害を加えるおそれのある者を隔離、治療する保安処分の立法化に向けて努力する決意であることを表明しておきます。

しかしながら、この問題の本質は、単に法改正すればいいなどというのではなく、この十年間、経済の停滞を招き、教育制度を放置し続けてきたことによる社会の荒廃をもたらした結果が根底にあるのであり、政治の責任はまさに重大であるということをおえて指摘しておきたいと思

います。(拍手)

さて、本題に入りますが、まず申し上げたいことは、私が以前から委員会等で指摘していること

であります。

政府・与党の方々も皆、こぞって、地方自治の確立を声高々と主張されておられます。ぜひ、地方分権確立のために与野党を問わず協力して、本当の意味での地方自治の確立を実現させたいものであります。

しかし、なぜか、政府・与党の方々が豹変してしまう事例があります。それは、国政選挙等における選挙演説などであり

ます。

国政選挙においては、与党候補者たちの多くが、中央とのパイプが直結していると声高々に叫び、訴えております。また、その選挙に応援に行く総理、閣僚や自民党の幹部の方々が恥も外聞もなく言い放つ、何々候補が当選することによって何々事業が実現されるとか、省庁を挙げて応援し

ているなどという言葉などは、いやが応でも、中央の地方支配や官僚の民間支配を如実に示しているのではないのでしょうか。

本日に地方自治を尊重し、地方自治を確立させようと考えているのであれば、まず、次期参議院議員選挙から、このような地方自治を否定するような選挙演説や応援演説はやめることから始めるべきであると考えますが、総務大臣及び政治家の立場としての官房長官の御意見を伺いたいと思

います。(拍手)

次に、地方財源の問題について伺います。

小泉総理は、将来の財政支出増要因として、社会保障経費、地方へ交付される経費、公共事業費の三つを挙げておられました。具体的な削減方法を伺うには至っておりませんけれども、地方交付

税の減額も視野に入れていると聞いております。

しかし、一方で、地方債等の残高が平成十三年度末の見込みで百八十八兆円にも上り、多くの地方公共団体がその返済のために血のにじむ思いをしている現状もあるのです。

地方行政のあるべき姿と、それに必要な抜本的な地方行政制度の改革の議論のないままに、ただ単純に地方交付税を減額することは、赤字財政に苦しむ地方公共団体に死を宣告する行為であります。

まず、総務大臣に、小泉総理が主張されている地方交付税の減額問題に対するお考えを伺いたいと思

います。

また、地方公共団体に対する国の補助金制度及び広範囲にわたる国の公共事業が、地方自治の本旨を妨げ、特色ある地域づくりを阻害しているだけではなく、一部の地域においては政治と行政、

業界団体の癒着の温床となっていることは、言うまでもありません。

これらの構造的な問題を解決するためには、国と地方を通じた税財源の再配分を断行することが必要であります。そのためには、まず、国の事業補助金や負担金を原則として廃止し、その分の財源を地方公共団体に移譲することを早急に実施するべきであります。

なお、最近、道路特定財源の一般財源化が問題となっておりませんが、単に、国土交通省の利権が財務省の利権になるだけにすぎません。地方公共団体の道路事業などに代表されるさまざまな事業補助金を一括して地方に交付することによって、構造改革の名に値する、地方分権のための施策になると考え

ます。

これら国と地方を通じた税財源の再配分問題について、特に、国の事業補助金や負担金を原則として廃止し、その分の財源を地方公共団体に移譲することについての総務大臣及び財務大臣の見解を伺いたいと思

います。

それでは、次に、順次、本法律案の具体的内容についてお聞きいたします。

まず、住民監査請求制度、住民訴訟制度について伺

います。

地方分権の推進のためには、行政が住民に対して情報公開や行政評価等の説明を充実するとともに、住民による行政の監視機能の強化などの施策を実施する必要があります。よって、住民監視制度において重要な役割を果たしている住民監査請求制度や住民訴訟制度についても、地方分権の時代に即した、ふさわしい制度となるように、その機能を一層充実させなければなりません。

この観点からも、今回の改正によって、住民監査請求制度に監査委員による暫定的な停止の勧告制度を創設したこと、監査時の意見聴取の場合への請求人の立ち会いを認めたこと、住民訴訟制度において四号訴訟に限られていた原告勝訴時の弁護士費用の公費負担の対象をすべての訴訟類型に拡大したことなどは、当然であると思われる。

また、今までの四号訴訟においては、住民が、長や個人を被告として、その財務会計上の行為についての個人責任を追及するという形をとりながら、実質上は、地方公共団体の政策判断や意思決定について、その合法性、違法性を争う事例がありました。この場合だと、長や職員が個人として、住民と政策判断の是非を裁判で争ねばならず、しかも、その費用も自己負担であるという問題点が指摘されておりました。

今回の改正で、新四号訴訟の被告は地方公共団体の執行機関になるなどの改善がされたことは、一定の評価ができるものでありますが、別の観点から見ると、長や職員の個人の不法行為についても責任を隠すことになるのではないかと指摘も出ております。この点について、総務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、市町村合併の推進について伺います。地方公共団体を真の地方分権の担い手とするには、市町村の合併を強力に推進し、一定規模の行政能力を持つ地方公共団体をつくる必要があります。これは、住民サービスの観点からも一目瞭然であります。介護制度などを例に見てもわかるように、一定規模の行政基盤を持たない市町村が単独では行えない事業は多々あります。しかしながら、市町村合併は思うように進んで

いないのが現状であります。

市町村合併を行うための過程としては、まず、当該市町村や住民の発議により合併協議会を設置しなければなりません。今までは、住民発議が行われても、当該議会の反対などにより、合併協議会設置に至らない場合が多く見られました。その観点から、今回の改正案で、住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合に、住民からの直接請求により合併協議会の設置の有無に対する住民投票が行えるようになることは、地域住民の意向がより反映されることになると思われまます。

ただ、合併についての最終判断は、従来どおり、長と議会が決定するという問題が残されたままになっております。合併によって定数削減の対象となる長や議会が、その地位を守るためと住民から誤解を受けないためにも、この点について、迅速に改善すべきであると考えます。

なお、市町村合併についての今回の改正案は、あくまでも技術的な面における改正にすぎず、今後、早急に地方公共団体の再編に対する抜本的な改革案を策定、提示しなければならないことは言うまでもありません。

自由党は、地方公共団体を当面千に、最終的には三百に再編するということを主張しております。確かに、地方自治の本旨にのっとると、市町村合併は当該住民の意向に任せるべきではありませんが、国としても、市町村合併を進めた上での最終的な地方公共団体のあり方等についての青写真も策定しておくべきであります。市町村合併についての総務大臣の具体的な考えをお聞きたいと思っております。

次に、中核市指定のための要件緩和について伺います。

中核市制度は、地方分権を積極的に推進することを目的として、第二十三次地方制度調査会の広域連合及び中核市に関する答申を踏まえて、平成六年の法改正により創設されたものであります。そして、既に二十七市が指定を受けており、地方分権の推進に大変役立っております。

ただ、中核市の指定条件として、人口が三十万人以上かつ面積が百平方キロメートル以上であることとの要件が定められております。確かに、それぞれ市の規模により事務能力が異なることを考慮すると、人口要件は必要であると考えます。しかし、面積要件については疑問が残ります。

今回の改正では、人口五十万人以上の市については面積要件を撤廃するとしていますが、その理由が、対象となる市が三市しかないから都道府県の行政サービスの提供が非効率にはならないという点では、地方分権の趣旨を全く無視した、本末転倒の話であると断ぜざるを得ません。

人口が三十万人以上の市においては、面積の大小はあったとしても、行政需要のまとまりや行政能力などの事務能力については、ほぼ同等のはずであります。この際、地方分権推進の観点から、中核市指定の条件から面積要件を撤廃すべきと考えますが、総務大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、一言申し上げます。現在、地方自治は、民主主義のかなめとして、制度的には確立しております。現行憲法においても、第八章という独立した章を設け、地方自治に関する諸原理と基本的制度を保障しております

が、あくまでも、制度的に保障されているだけにすぎません。地方の自立性が阻害されている現状は言うまでもなく、早急に、本当の意味での地方自治を確立する必要があります。

自由党は、中央が許認可権や補助金等で地方を縛り、陳情政治や官官接待等で国民の税金の膨大なむだ遣いを生んでいる現状を改め、地方のことはそこに住む住民自身が決定できる地方分権社会をつくるために全力を尽くすことを表明いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(片山虎之助君) 黄川田議員から何点かの御質問がありました。順次お答え申し上げます。〕

冒頭、お話がございましたが、やはり二十世紀の大きな課題は、私は、地方自治の確立である、地方自治のさらなる尊重である、地方分権の推進である、こう思っております。そういう方に国会議員にたくさん出てきていただければ大変ありがたい。そのためには、その地方の事情に熟知して、その地方を愛して、その地方のために頑張ろう、こういう人がいいわけでございます。それから、そういう点をさらにすべての皆さんによく御理解を賜りたい、こういう趣旨で、そういう意味での啓蒙を図ってまいりたい、こういうふうに思っております。

地方交付税の減額問題です。総理は、地方交付税を減額する、削減するとは言っていないのです。地方の歳出も「聖域なき構造改革」ということで見直す、場合によっては見直して歳出を削減する、交付税については見直す、こう言っておられるわけですが、それ

が、一部のマスコミの不正確な報道によって、ストリートに地方交付税の減額ということになっていいると私は思います。

前の方の質問にも答えましたけれども、地方交付税は、一律に削減するというような、国の歳出と同様のものじゃないのです。今言いましたように、地方財政計画を策定する中で、地方の財源不足を国の責任で補てんする、こういう制度でございますから、一律に削減するとか、一定の数値目標をもっとどうにかするというのは、これは逆なんです。国の歳出を見直して、それによって地方の歳出も見直されて、その結果、地方にゆとりが出れば、その場合には地方交付税を落とす、少なくともということはありませんけれども、それは結果なんです。そういうふうにごひ御理解を賜りたいと思います。

ただ、「聖域なき構造改革」でございますから、国の歳出とあわせて地方の歳出についても思い切った見直しをやってまいりたい、特に、バブル期に地方単独事業が相当伸びておりますから、これについては我々もきちっと見直しをしてまいりたい、こういうふうになっております。

それから、先ほども言いましたが、地方税源を充実することによって国庫支出金を減らす、私は、これは正しい方向だと思います。

今言いましたように、国が六で地方が四で、六対四で、仕事の方は二対二で、だから、大ざっぱに言って、四割の収入しかないところに国の方から一七％ぐらいのお金が出てきているわけですね。それが国庫支出金と地方交付税なので、基本的には四を上げていくことが、歳入の構造のあり方からいって正しいあり方でありますか

ら、地方税を充実していく、強化していくというのは当然です。国税からの移譲を含めて、地方税の充実強化が避けて通れない、私はこう思っております。その過程で国庫支出金を減らすとか地方交付税を削減するとかということは十分あり得る、私はこういうふうになっております。

それから、今、国の補助金もできるだけ、国土交通省その他の御協力を仰ぎまして、一括交付金にしているのですよ、箇所づけは地方ができるように。これが今、七千二、三百億ありますから、これをさらに拡充することも過渡的な考え方としては十分あり得るので、さらに努力したい、こういうふうになっております。

それから、今回の自治法の改正で、訴訟の形態が変わりました。

これはもともと、アメリカの納税者訴訟が、戦後、そのまま入ってきた制度なんです。これは、地方公共団体の個人に着目するのですよ。首長さんとか職員とか、その人に着目して、個人に訴訟が起るのです。だから、全部一人で、個人が対応するわけですよ、訴訟の準備から、いろいろな経費から。

これはいかに合理的じゃありませんので、今回の改正では、間に地方団体の執行機関を入れるのです、ワンクッション。地方団体の執行機関に訴訟を起こしてもらって、ここで勝った、負けたということになります。なったら、仮に地方団体が負けたら、この地方団体の執行機関は当該個人に、首長さんや職員個人に求償するのですよ、二段階目の訴訟を起こして。

こういうことになったわけでありますから、首長さんや職員さんの責任を免らしめる、見過ご

すということじゃないのです。より制度としては充実した、こういうふうには私は思っているわけであります。

それから、合併につきましては、かねがね御承知のとおりでございます。二十一世紀は地方の時代にする、地方の時代は、これは市町村の時代だ、こういうことで合併に今取り組んでおります。今回の改正は、合併協議会設置についての住民投票制度を入れました。

そこで、我々は、合併は、とりあえず、与党三党が言われるように千を目標にしたい。今、三千二百二十四あるのです。その約三分の一の千を急頭合併を進めたい。そのために、内閣に合併支援本部というのをつくりまして、私が本部長で、各府省の全副大臣がメンバーになっておりまして、どうやって内閣として合併支援の仕組みがとれるかというのをやっております。

それから、各都道府県といえますか全都道府県に、自分のところの合併のパターン、たたき台をつくらせていただいております。それをもとに関係者の議論を起していただく、こう思っております。

さらに、樋口広太郎さんをお願いしまして、合併を応援する国民協議会という民間の組織をつくっていただきましたので、これをぜひ全国に広げてまいりたい。やはり、基礎的な地方自治体である市町村の規模、能力を充実して、さらに、効率化していくということが私は地方行政の大いなる構造改革だと思っておりますから、合併についてはさらに推進してまいりたいつもりでございます。

ました。

もともと、面積要件を入れるときに大議論があったのです。そこで、面積要件を入れましたが、五十万以上の市について、面積要件もいかな、数も少ないというところで、これを落とすことにいたしました。議員御提案の三十万以上についても考える、引き続きの検討課題にさせていただきます。こういうふうになります。

以上であります。(拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 黄川田議員にお答えいたします。

地方自治の問題について御質問がございました。

地方自治の尊重が重要であるということは、これは申すまでもございません。地方分権を一層推進し、国と地方公共団体は、対等、協力の関係のもと、それぞれが役割を適切に分担しつつ、国民福祉の増進という共通の目的の実現に向けて、ともに努力していくものであると考えております。

このような関係の上に立って、政治家が国政選挙の機会に、国の進めている施策の内容を許される方法で説明し、地方の方々に理解していただくことは、政治家としての当然の義務であり、地方自治の尊重や地方自治の確立をいささかも損なうものではないと考えております。(拍手)

○国務大臣(塩川正太郎君) 答えたいします。

私に対する質問は、国と地方を通じた税財源の再配分問題について、特に、国の事業補助金や負担金を原則として廃止し、その分の財源を地方公共団体に一括して移譲すべきではないか、こ

う御質問でございました。

私も、こういうことができれば素晴らしいことだと思っております。

しかしながら、先ほど黄川田さん自身の演説の中にもございましたように、後半の方でございしますが、この際に地方自治体が合併して行政能力を高める団体になければいけないというお話がございましたが、まさにそのとおりでございします。

現在、府県単位で見ましても、人口一千万のところと五十万のところがございしますし、また、市町村にしましても、人口三千人、四千人のところと百万人という地方自治体がございします。これでは、どういたしましても均衡ある国土の発展ということはなかなか難しいことだろうと思います。

でございますから、やはり国と地方とが相協力して、一定の行政水準を保つための努力をしてまいっておるのでございまして、それが、補助金、負担金の制度なり、あるいはまた地方交付税というところで有効に働いておるところでございします。

したがって、これからの一番の問題は、地方自治体がその行政能力を適当な規模に努力をして集中していくことだと思っております。私は、

三十年前でございしますが、市町村の合併の実現に努力をした一人でございしますが、その際、一番大事なことは、やはり首長が腹を決めて合併の意思をきちっとして、お互いが協力し合うことから始まるのでございまして、それさえできましたら、合併は後から追ってくるものだと思っております。

できるだけ早く合併を推進されまして、地方行政の行政能力を高めていただいて、先ほど御質問

のように、一括交付できるような状態をつくっていただくように期待いたしておるところでございします。

ありがとうございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

出席国務大臣

総務大臣	片山虎之助君
財務大臣	塩川正十郎君
厚生労働大臣	坂口 力君
国土交通大臣	扇 千景君
環境大臣	川口 順子君
国務大臣	竹中 平蔵君
国務大臣	福田 康夫君
総務副大臣	遠藤 和良君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電波法の一部を改正する法律

中間法人法

確定給付企業年金法

(報告書及び文書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく平成十二年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく平成十三年度において講じようとする観光政策についての文書

一、去る八日、人事院総裁中島忠能君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成十二年度の人事院の業務状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

小西 哲君	倉田 雅年君
実川 幸夫君	菅 義偉君
宮澤 喜一君	竹本 直一君
太田 昭宏君	田端 正広君
井上 和雄君	大石 尚子君
北川れん子君	重野 安正君
倉田 雅年君	小西 哲君
菅 義偉君	実川 幸夫君
竹本 直一君	宮澤 喜一君
大石 尚子君	井上 和雄君
田端 正広君	太田 昭宏君
重野 安正君	北川れん子君

法務委員

辞任

補欠

水島 広子君 江崎洋一郎君

山花 郁夫君

小泉 俊明君

不破 哲三君

瀬古由起子君

小泉 俊明君

中川 正春君

江崎洋一郎君

水島 広子君

中川 正春君

山花 郁夫君

瀬古由起子君

不破 哲三君

財務金融委員

辞任

補欠

文部科学委員

辞任

補欠

厚生労働委員

辞任

補欠

大野 松茂君	榎田 義孝君
増原 義剛君	西川 京子君
山本 明彦君	三ッ林隆志君
桜田 義孝君	大野 松茂君
西川 京子君	増原 義剛君
三ッ林隆志君	山本 明彦君
中西 績介君	保坂 展人君
保坂 展人君	中西 績介君
林 省之介君	松野 博一君
原田 義昭君	蓮実 進君
宮腰 光寛君	浅野 勝人君
加藤 公一君	永田 寿康君
釘宮 馨君	山花 郁夫君
江田 康幸君	石井 啓一君
浅野 勝人君	宮腰 光寛君
蓮実 進君	原田 義昭君
松野 博一君	林 省之介君
永田 寿康君	加藤 公一君
山花 郁夫君	釘宮 馨君
石井 啓一君	江田 康幸君

国土交通委員

辞任

佐田玄一郎君

坂本 剛二君

高橋 一郎君

林 幹雄君

福井 照君

松岡 利勝君

今田 保典君

前原 誠司君

吉田 公一君

大幡 基夫君

保坂 展人君

二階 俊博君

浅野 勝人君

稲葉 大和君

北村 誠吾君

下地 幹郎君

西川 京子君

宮本 一三君

井上 和雄君

鍵田 節哉君

牧 義夫君

佐々木憲昭君

原 陽子君

松浪健四郎君

環境委員

辞任

熊谷 市雄君

細田 博之君

増原 義剛君

佐藤謙一郎君

補欠

浅野 勝人君

下地 幹郎君

宮本 一三君

稲葉 大和君

北村 誠吾君

西川 京子君

鍵田 節哉君

井上 和雄君

牧 義夫君

佐々木憲昭君

原 陽子君

松浪健四郎君

佐田玄一郎君

林 幹雄君

福井 照君

坂本 剛二君

高橋 一郎君

前原 誠司君

今田 保典君

吉田 公一君

大幡 基夫君

保坂 展人君

二階 俊博君

補欠

谷田 武彦君

坂本 剛二君

岩崎 忠夫君

手塚 仁雄君

岩崎 忠夫君 増原 義剛君
坂本 剛二君 細田 博之君
谷田 武彦君 熊谷 市雄君
手塚 仁雄君 佐藤謙一郎君
一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
厚生労働委員

辞任

原田 義昭君

宮腰 光寛君

三井 辨雄君

樋高 剛君

木島日出夫君

望月 義夫君

川内 博史君

瀬古由起子君

大島 理森君

竹本 直一君

武山百合子君

議院運営委員

辞任

工藤堅太郎君

土田 龍司君

土田 龍司君

工藤堅太郎君

特別委員

辞任

白井日出男君

熊谷 市雄君

小西 哲君

後藤田正純君

補欠

七条 明君

滝 実君

後藤田正純君

山口 壯君 山谷えり子君
中井 治君 中塚 一宏君
大幡 基夫君 大森 猛君
後藤田正純君 小西 哲君
七条 明君 白井日出男君
滝 実君 熊谷 市雄君
山谷えり子君 山口 壯君
中塚 一宏君 中井 治君
大森 猛君 大幡 基夫君
大森 猛君 大幡 基夫君
一、去る八日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出)
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(環境委員長提出)
一、昨十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)
(議案受領)
一、去る八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
農業協同組合法等の一部を改正する法律案
農林中央金庫法案
漁船法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、衆法第四二号)
児童福祉法の一部を改正する法律案(金田誠一君外五名提出、衆法第四二二号)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
以上三件 厚生労働委員会 付託
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出第九二二号)(参議院送付)
不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(参議院送付)
以上二件 経済産業委員会 付託
(議案送付)
一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)
一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
特殊法人等改革基本法案(第百五十回国会衆法第一六号)
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案
一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
行政機関が行う政策の評価に関する法律案
一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出)

労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、衆法第四二号)
児童福祉法の一部を改正する法律案(金田誠一君外五名提出、衆法第四二二号)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
以上三件 厚生労働委員会 付託
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出第九二二号)(参議院送付)
不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(参議院送付)
以上二件 経済産業委員会 付託
(議案送付)
一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)
一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
特殊法人等改革基本法案(第百五十回国会衆法第一六号)
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案
一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
行政機関が行う政策の評価に関する法律案
一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(環境委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
電波法の一部を改正する法律案
中間法人法案

確定給付企業年金法案

(議案撤回)

一、去る八日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(太田昭宏君外五名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(海江田万里君外一名提出)

(議案撤回通知)

一、去る八日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(太田昭宏君外五名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(海江田万里君外一名提出)

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
政党・国会議員の寄附行為に関する質問主意書(永田寿康君提出)

火力発電所の排煙による梅の立ち枯れ及び人体への影響に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

小泉内閣の政治姿勢に関する質問主意書(石井一君提出)

じん肺根絶のための政府の対策に関する質問主意書(小沢和秋君外一名提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「秘密漏えい事件調査報告書」に関する再質問主意書(金田誠一君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する再質問に対する答弁書

平成十三年五月十日提出
質問 第六三 号

外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する再質問主意書

提出者 金田 誠一

外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する再質問主意書

一、衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する質問に対する答弁書(平成十三年四月二十日答弁)の不明な点につきさらに質問する。

一 この調査はいかなる法令に基づいて行われたのか、明らかにされたい。

二 外務省職員にはこの調査に対する法令上の回答義務が存在するのか。存在するのであれば、その根拠条文を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第六三号
平成十三年六月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する再質問に対する答弁書

及び二について

御指摘の調査は、外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)第三条第一項第八号に規定する事務として行ったものであるが、一定範囲の外務省職員等に対する松尾元外務省要人外国訪問支援室長の費用負担(食事等)を共にした事実の有無等の照会(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八条第一項に規定する上司の職務上の命令には該当せず、当該外務省職員等に法令上の回答義務はないと考えている。

(答弁通知書受領)

一、去る八日、内閣から、衆議院議員北川れん子君提出山口県上関町の原発新規立地計画および未買収用地に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年七月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員白保台一君提出沖縄県島尻郡小禄村大字大嶺の土地(旧日本

海軍那覇飛行場用地・現那覇空港の一部)所有権回復に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年七月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十日

参議院議長 井上 裕
衆議院議長 綿貫 民輔殿

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律

(測量法の一部改正)

第一条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一号中「左の各号に」を「次に」に改め、第一号を削り、同条第二号ただし書中「但しを」を「ただし」に、「直角座標又は極座標」を、「直角座標及び平均海面からの高さ、極座標及び平均海面からの高さ又は地心直交座標」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「水平面上」を「第三項に規定する回転楕円体の表面上」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「但しを」を「ただし」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条に次の二項を加える。

2 前項第一号の地理学的経緯度は、世界測地系に従つて測定しなければならない。

3 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行つた地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

第六十一条中「五万円」を「百万円」に改める。

第六十一条中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「十万円」を「百万円」に改める。

第六十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「三万円」を「五十万円」に改め、

同条第一号中「又は公共測量に」を「若しくは公共測量に」に改める。

第六十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「一万円」を「三十万円」に改め、

同条第二号中「第十五条」を「第十五条第一項」に、「立入を」を「立入り」に改める。

第六十三条中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「三万円」を「三十万円」に改める。

第六十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「一万円」を「三十万円」に改め、

同条第二号中「第二十九条」を「第二十九条前段」に改める。

第六十五条中「前六条」を「第六十一条から前条まで」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「各

本条を、各本条に改める。

第六十六条中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「一万円」を「十万円」に改める。

(水路業務法の一部改正)
第二条 水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「次に掲げる測量の基準に」を「経緯度については世界測地系に、標高及び水深その他の国際水路機関の決定その他の水路測量に関する国際的な決定に基づき政令で定める事項については政令で定める測量の基準に、それぞ

れに改め、同条ただし書中「国際間の水路に関する情報の交換を目的として行つた水路測量その他の次に掲げる測量の基準を」外国政府のために行つた水路測量その他の世界測地系に、「国土交通省令で定める基準を」世界測地系に代えて国土交通省令で定める経緯度に関する測量の基準に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行つた地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

第二十八条中「五万円」を「百万円」に改める。

第二十九条中「左の各号の一」を「次の各号の

いずれかに」、「三万円」を「三十万円」に改め、

同条第一号中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「立入を」を「立入り」に改め、同条第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第三十条中「罰する外」を「罰するほか」に、「同条を、同条」に改め、ただし書を削る。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共測量等に係る測量の基準に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に実施中の公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量(測量法第四十七条の規定により指定されたものに限る。)に係る測量の基準については、なお従前の例による。

(水路測量に係る測量の基準に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に海上保安庁及び水路業務法第六条の許可を受けた者が行つてい

る水路測量に係る測量の基準については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北緯二十七度」を「北緯二十

七度十四秒」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「北緯二十七度」を「北緯二十七度十四秒」に改める。

(沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律の一部改正)
第七条 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「北緯二十七度」を「北緯二十七度十四秒」に改める。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本法案は、測量及び水路測量の基準に関する世界標準化の進展等を踏まえ、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 測量法において、基本測量及び公共測量における経緯度は、世界測地系に従つて測定しなければならないこととする。

2 水路業務法において、水路測量は、経緯度については世界測地系に、その他の事項については政令で定める基準に、それぞれ従つて行わなければならないこととする。

3 この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、測量及び水路測量の基準に関する世界標準化の進展等を踏まえた措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年六月八日

国土交通委員長 赤松 正雄

衆議院議長 綿貫 民輔殿

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年六月八日

提出者

環境委員長 五島 正規

目次

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収(第九条―第二十四条)

第三章 第二種特定製品からのフロン類の回収(第二十五条―第四十三条)

第四章 フロン類の破壊(第四十四条―第五十五条)

第五章 費用負担(第五十六条―第六十四条)

第六章 雑則(第六十五条―第八十一条)

第七章 罰則(第八十二条―第八十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。)の防止に積極的に関与することが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律(第二項第三項第四項)に掲げる物質をいう。

2 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵庫及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能をも有する自動販売機を含む。)

3 この法律において「第二種特定製品」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(政令で定めるものを除く。))をいう。以下同じ。に搭載されているエアコンディショナー(人用のものに限る。)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

4 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

(指針)

第三条 主務大臣は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の使用及び廃棄に際しての当該フロン類の排出の抑制に関する事項について、指針を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が廃棄される場合において当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。

(製造業者の責務)

第五条 フロン類又は特定製品の製造を行う事業

者は、第三条第一項の指針に従い、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を廃棄する場合には、当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう、事業者及び国民の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収

(第一種フロン類回収業者の登録)

第九条 第一種フロン類回収業(第一種特定製品

が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを行ふことをいう。以下同じ。を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第十条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

四 第九条第一項の登録を受けた者(以下第一種フロン類回収業者という。)で法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの

五 第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十二条 第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十三条 第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧)

第十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十五条 第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において

は、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事に届け出なければならない)。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者であつた個人又は第一種フロン類回収業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等)

第十七条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

は、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事に届け出なければならない)。

ることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。

二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第二十一条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第二十一条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第十八条 第九条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類回収業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(第一種特定製品廃棄者の引渡義務)

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者(以下「第一種特定製品廃棄者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で

定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務)

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(回収量の記録等)

第二十二条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める

事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第二十三条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者に対し、第二十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、正当な理由がなく前条に規定する引取り又は引渡しをしない第一種フロン類回収業者があるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、そ

の勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 第二種特定製品からのフロン類の回収

(第二種特定製品引取業者の登録)

第二十五条 第一種特定製品引取業(使用済自動車(運行の用に供することを終了した自動車)をいう。以下同じ。)に係る第二種特定製品の引取りを業として行うことをいう。以下同じ。)を行うおとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

四 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第二十六条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種特定製品引取業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十七条 都道府県知事は、第二十五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第三号に掲げる事項が第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

四 第二十五条第一項の登録を受けた者(以下「第二種特定製品引取業者」という。)で法人であるものが次条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその第二種特定製品引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 次条において準用する第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の

期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(準用)

第二十八条 第十二条から第十八条までの規定は、第二種特定製品引取業者について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第九条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第二項中「第九条第二項、第十条及び前条」とあるのは「第二十五条第二項、第二十六条及び第二十七条」と、第十三条第一項中「第九条第二項各号」とあるのは「第二十五条第二項各号」と、同条第二項中「第十条及び第十一」とあるのは「第二十六条及び第二十七条」と、第十四条中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種特定製品引取業者登録簿」と、第十五条第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業」とあるのは「第二種特定製品引取業」と、第十六条中「第十二条第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第二十八条において準用する第十二条第一項若しくは第十五条第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第十七条第一項」と、第二十七条第一項第二号中「第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供

する設備が第十一条第一項」とあるのは「第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第二十七条第一項」と、同項第三号中「第十一条第一項、第四号又は第六号」とあるのは「第二十七条第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」と、第十八条中「第九条から前条まで」とあるのは「第二十五条から第二十七条まで及び第二十八条において準用する第十二条から第二十七条まで」と読み替えるものとする。

(第二種フロン類回収業者の登録)

第二十九条 第二種フロン類回収業(使用済自動車に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 回収しようとするフロン類の種類

四 第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第三十条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第二種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

四 第二十九条第一項の登録を受けた者(以下

「第二種フロン類回収業者」という。で法人であるものが第三十三条において準用する第七條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその第二種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

五 第三十三条において準用する第七條第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち以前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録手続の特例)

第三十二條 国土交通大臣は、道路運送車両法第七十八條第四項に規定する自動車分解整備事業者(以下「自動車分解整備事業者」という。)であつて第二十九條第一項の登録を受けようとするものが、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面に主務省令で定める書類を添えて申し出た場合においては、その者に係る同条第二項第四号に掲げる事項が前条第一項に規定する基準に適合していないと認める場合又は当該書面若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合を除き、当該フロン類の回収の業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該添付書類を添えて、その者に係る第二十九條第二項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を通知するものとする。

務省令で定める事項を通知するものとする。

一 第二十九條第二項各号に掲げる事項

二 その他国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る者について、第二十九條第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。ただし、その者が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 国土交通大臣は、前項の規定により第二十九條第一項の登録を受けた者について次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を第一項の規定による通知を行った都道府県知事に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、第一号に掲げる事由が生じた旨の通知を行う場合において、当該通知に係る事項について次条第二項において準用する第十三條第一項に規定する主務省令で定める書類があるときは、当該書類を添付するものとする。

一 第一項の規定による通知に係る事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合(次号に該当する場合を除く。)

二 その者の第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が前条第一項に規定する基準に適合しなくなったと認める場合

三 その者について、次条第二項において準用する第十五條第一項の規定による届出があつた場合

四 その者について、道路運送車両法第八十四條の規定により自動車分解整備事業の認証が

効力を失つた場合又は同法第九十三條の規定により当該認証が取り消された場合

4 第三十條第二項の規定は第二項本文の規定により登録をした場合に、前条第二項の規定は第二項ただし書の規定により登録をしないことを決定した場合に準用する。

5 国土交通大臣は、第一項の規定による申出をした者について同項の規定による通知をしないことを決定したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

6 第二項及び第四項の規定は、第三項の規定により同項第一号に掲げる事由が生じた旨の通知があつた場合に準用する。

7 第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について、第三項前段の規定により同項第四号に掲げる事由が生じた旨の通知があつたときは、当該第二種フロン類回収業者は、当該通知があつた日に、第三十條第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、当該通知を受けた都道府県知事は、当該第二種フロン類回収業者にその旨を通知しなければならない。

8 前項後段の規定による通知を受けた第二種フロン類回収業者に係る次条第一項において準用する第十二條第三項に規定する登録の有効期間は、次条第一項において準用する第十二條第一項の規定にかかわらず、当該通知があつた日から三月を経過する日に満了するものとする。

9 都道府県知事は、第一項又は第三項の規定による通知に係る者について、第二項(第六項において準用する場合を含む。)の規定により登録

をしたとき、又は登録をしないことを決定したときは、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

(準用等)

第三十三條 第十二條から第十八條まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、第二種フロン類回収業者(次項に規定する第二種フロン類回収業者を除く。)について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第九條第一項」とあるのは、「第二十九條第一項」と、同条第二項中「第九條第二項、第十條及び前条」とあるのは、「第二十九條第二項、第三十條及び第三十一條」と、第十三條第一項中「第九條第二項各号」とあるのは、「第二十九條第二項各号」と、同条第二項中「第十條及び第十一條」とあるのは、「第三十條及び第三十一條」と、第十四條中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは、「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五條第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは、「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者」とあるのは、「第二種フロン類回収業者」と、第十六條中「第十二條第一項若しくは前条第二項」とあるのは、「第三十三條第一項において準用する第十二條第一項若しくは第十五條第二項」と、「次条第一項」とあるのは、「第三十三條第一項において準用する第十七條第一項」と、第十七條第一項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、同項第三号中

「第十一 条 第一項 第一号、第四号又は第六号」とあるのは、「第三十一 条 第一項 第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一 条 第二項」とあるのは、「第三十一 条 第二項」と、第十八条中「第九 条 から前条まで」とあるのは、「第二十九 条 から第三十一 条 まで及び第三十三 条 第一項において準用する第十二 条 から第十七 条 まで」と、第二十二 条 第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは、「使用済自動車に係る第二種特定製品」と読み替えるものとする。

2 第十三 条 第一項、第十四 条 から第十八 条 まで並びに第二十二 条 第一項及び第二項の規定は、前条第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について準用する。この場合において、第十三 条 第一項中「第九 条 第二項各号」とあるのは、「第三十二 条 第一項各号」と、「主務省令で定める軽微な」とあるのは「同項第一号に掲げる事項に係る変更であつては主務省令で定める軽微なもの」と、同項第二号に掲げる事項に係る変更にあつては国土交通省令で定める軽微な」と、「その旨を都道府県知事」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、第十四 条 中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五 条 第一項中「その旨を都道府県知事（第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事）」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者」とあるのは「第二種フロン類回収業者」と読み替えるものとする。

と、第十六 条 中「第十二 条 第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第三十三 条 第二項において準用する第十五 条 第二項」と、次条第一項とあるのは「第三十三 条 第二項において準用する第十七 条 第一項」と、第十七 条 第一項中「命ずることができ」とあるのは「命ずることができ」と、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ、国土交通大臣に通知しなければならない」と、同項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一 条 第一項」とあるのは「第三十一 条 第一項」と、同項第三号中「第十一 条 第一項 第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一 条 第一項 第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一 条 第二項」とあるのは「第三十一 条 第二項」と、第十八 条 中「第九 条 から前条まで」とあるのは「第二十九 条 から第三十一 条 まで並びに第三十三 条 第二項において準用する第十三 条 第一項及び第十四 条 から第十七 条 まで」と、第二十二 条 第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは「使用済自動車に係る第二種特定製品」と読み替えるものとする。

第三十四 条 都道府県知事は、前条において準用する第二十二 条 第二項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(第二種特定製品廃棄者の引渡義務)

第三十五 条 使用済自動車に係る第二種特定製品を廃棄しようとする者（以下「第二種特定製品廃棄者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第二種特定製品引取業者に対し、当該第二種特定製品を引き渡さなければならない。

種特定製品を引き渡さなければならない。

(第一種特定製品引取業者の引取義務)

第三十六 条 第二種特定製品引取業者は、第二種特定製品廃棄者から前条に規定する第二種特定製品の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該第二種特定製品を引き取らなければならない。

(第二種特定製品引取業者の引渡義務)

第三十七 条 第二種特定製品引取業者は、前条の規定により引き取った第二種特定製品に冷媒としてフロン類が充てんされている場合には、第二種フロン類回収業者に対し、当該第二種特定製品が搭載されている自動車の製造等（第三十九 条 第一項に規定する製造等をいう。）をした者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した書類（以下「自動車フロン類管理書」という。）を添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第二種フロン類回収業者の引取義務)

第三十八 条 第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従つて、フロン類を回収しなければならない。

(第二種フロン類回収業者の引渡義務)

第三十九 条 第二種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合その

他主務省令で定める場合を除き、次条第一項の規定により当該フロン類を引き取るべき自動車製造業者等（自動車の製造等製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）、輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）、又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。）を業として行う者をいう。以下同じ。）に対し、第三十七 条 の規定により添付された自動車フロン類管理書に主務省令で定める事項を記載し、これを添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、次条第一項の規定によりフロン類を引き取るべき自動車製造業者等が存しないとき、又は当該自動車製造業者等を確認することができないときは、同項、第四十一 条、第五十七 条 第一項及び第二項、第五十八 条、第六十 条 第一項並びに第六十一 条 の規定により自動車製造業者等が行う事務を適正かつ確実に行うことができる者として、主務省令で定めるところにより、主務大臣が指定する者（以下「指定義務者」という。）に対し、前項の規定の例により当該フロン類を引き渡さなければならない。

3 第二種フロン類回収業者は、前二項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従つて、フロン類を運搬しなければならない。

(自動車製造業者等の引取義務)

第四十条 自動車製造業者等(指定義務者を含む。)は、その製造等をした自動車(自動車製造業者等にあつては、その者が他の自動車製造業者等について相続、合併若しくは分割(その製造等の事業を承継させるものに限る。)があつた場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の自動車製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した自動車製造業者等が製造等をした自動車を含み、指定義務者にあつては、その製造等をした自動車製造業者等が存せず、又は自動車製造業者等を確知することができない自動車(以下同じ。)に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされていたフロン類について、第二種フロン類回収業者から引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 自動車製造業者等(指定義務者を含む。以下同じ。)は、前項の規定によるフロン類の引取り及び次条第一項の規定によるフロン類の引渡しに関する事務を他の者に委託して行うことができる。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十一条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に對し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

い。

2 自動車製造業者等は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たつては、第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従つて、フロン類を運搬しなければならない。

(指導及び助言)

第四十二条 都道府県知事は、第一種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に對し、第三十六条の規定による第一種特定製品の引取り、第三十八条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第三十七条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に關し必要な指導及び助言をすることが出来る。

2 主務大臣は、自動車製造業者等に對し、第四十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は前条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に關し必要な指導及び助言をすることが出来る。

(勧告及び命令)

第四十三条 都道府県知事は、第二種フロン類回収業者が第三十八条第二項に規定するフロン類の回収に關する基準又は第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に關する基準を遵守していないと認めるときは、当該第二種フロン類回収業者に對し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたようにする場合において、当該勧告に係る第二種フロン類回収業者が第三十二条第二項の規定

により登録を受けた者であるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

3 主務大臣は、自動車製造業者等が第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に關する基準を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に對し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることが出来る。

4 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条第一項に規定する引取り又は引渡しをしない第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者があるときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に對し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることが出来る。

5 主務大臣は、正当な理由がなくて前条第二項に規定する引取り又は引渡しをしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に對し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることが出来る。

6 都道府県知事は、第一項又は第四項の規定による勧告を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

7 主務大臣は、第三項又は第五項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

る。

第四章 フロン類の破壊
(フロン類破壊業者の許可)

第四十四条 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 破壊しようとするフロン類の種類

四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力

五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

第四十五条 主務大臣は、前条第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に關する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ 第四十九条の規定により許可を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

ニ 前条第一項の許可を受けた者(以下「フロン類破壊業者」という。)で法人であるものが第四十九条の規定により許可を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であった者でその処分があった日から二年を経過しないもの

ホ 第四十九条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者へ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの(許可の更新)

第四十六条 第四十四条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十四条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたとときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第四十七条 フロン類破壊業者は、第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第四十五条の規定は、前項の許可について準用する。

3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第四十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第四十八条 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 フロン類の破壊の業務を廃止した場合 フロン類破壊業者であつた個人又はフロン類破壊業者であつた法人を代表する役員

六 フロン類の破壊の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 フロン類破壊業者である個人又はフロン類破壊業者である法人を代表する役員

2 フロン類破壊業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、当該フロン類破壊業者に対する第四十四条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第四十九条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。

二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第四十五条第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第四十五条第二号イ、ニ又はへのいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。

(フロン類破壊業者名簿)

第五十条 主務大臣は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(主務省令への委任)

第五十一条 第四十四条から前条までに定めるもののほか、フロン類破壊業者の許可に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第五十二条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から第二十一条第一項又は第四十一条第一項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、前項の規定によりフロン類を引き取つたときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従つて、当該フロン類を破壊しなければならない。

3 フロン類破壊業者は、第一項の規定による引取りに係るフロン類の破壊に要する費用に関し、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者等に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

(破壊量の記録等)

第五十三条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品廃棄業者、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品廃棄業者、第二種特定製品回収業者、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から、これら

らの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第五十四条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第五十二条第一項の規定によるフロン類の引取り又は同条第二項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五十五条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 費用負担

(第一種特定製品廃棄者の費用負担)

第五十六条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品廃棄者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品廃棄者は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金)

第五十七条 第二種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務大臣が定める基準に従って自動車製造業者等が定める料金を請求することができる。

2 自動車製造業者等は、前項の規定による請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じて料金を支払わなければならない。

3 自動車製造業者等は、前項に規定する料金の支払に関する事務を他の者に委託して行うことができる。

ができる。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金の公表)

第五十八条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金に関する勧告等)

第五十九条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金が第五十七条第一項に規定する基準を著しく逸脱していると認めるときその他第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車運行の用に供する者の費用負担)

第六十条 自動車製造業者等は、第五十七条第二項の規定により支払う料金及び第四十条第一項の規定により引き取ったフロン類の破壊に要する費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、その製造等をした自動車運行の用に供する者に対し、適正な料金を請求することができる。

2 自動車運行の用に供する者は、前項の規定による請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(自動車運行の用に供する者に請求する料金の公表)

第六十一条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項の規定により自動車運行の用に供する者に対し請求する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(自動車運行の用に供する者に請求する料金に関する勧告等)

第六十二条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金について、第二種特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車フロン類管理書の保存等)

第六十三条 第一種特定製品回収業者は、第三十七条の規定により第二種フロン類回収業者に引き渡したフロン類に添付した自動車フロン類管理書の写しを当該引渡しを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に

ない。

(資料の提出の要求)

第七十二条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等、フロン類破壊業者、第一種特定製品の整備を行う者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(フロン類に関する情報の公表)

第七十三条 主務大臣は、第二十二条第三項若しくは第三十四条の規定による通知又は第五十三条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(環境大臣によるフロン類破壊業者に関する調査請求)

第七十四条 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合、当該フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

(国の援助)

第七十五条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第七十六条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進してフロン類の大気中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、フロン類の回収及び破壊の促進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の回収及び破壊に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第七十七条 国は、フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらしなかつ、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらしなないものの研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進並びにその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換の促進等)

第七十八条 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(主務大臣等)

第七十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三条に規定する指針のうち第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項及び第二種特

定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第七十二条の規定による資料の提出の要求に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、第三十二条第一項及び第三項第一号、第三十三条第二項において準用する第三十三条第一項及び第十八条、第三十八条第二項並びに第三十九条第三項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第八十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができる。

4 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第二章に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

(経過措置)

第八十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項の規定に違反して登録を受けないでフロン類の回収又は使用済自動車に係る第二種特定製品の引取りを業として行った者
- 二 不正の手段によって第九条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項の登録第十二条第一項(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の登録の更新を含む。)を受けた者
- 三 第十七条第一項(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第四十四条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の破壊を業として行った者
- 五 不正の手段によって第四十四条第一項の許可(第四十六条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者
- 六 第四十七条第一項の規定に違反して第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 七 第四十九条の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 八 第六十五条の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出した者
- 八十三条 第二十四条第三項、第四十三条第六項若しくは第七項、第五十五条第三項、第五十

九条第二項、第六十二条第二項又は第六十四条第二項若しくは第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第十三条第一項(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)(又は第四十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項(第三十三條において準用する場合を含む。)(又は第五十三條第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

二 第二十二條第二項(第三十三條において準用する場合を含む。)(第五十三條第三項又は第七十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十三條第一項から第三項までの規定に違反して、自動車フロン類管理書又はその写しを保存しなかった者

四 第七十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十二條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十五條第一項(第二十八條及び第三十三條において準用する場合を含む。)(又は第四十八條第一項の規定による届出を怠った者

二 第八十六條の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第九条から第十八条まで、第四十四条から第五十一条まで、第七十条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)(第七十一条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)(第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第一号(第九条第一項に係る部分に限る。)(第二号(第九条第一項に係る部分に限る。)(第三号(第二十八条及び第三十三条において準用する第十七条第一項に係る部分を除く。)(及び第四号から第七号まで、第八十四条第二十八条及び第三十三条において準用する第十三条第一項に係る部分を除く。)(第八十五条第二号(第七十条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)(及び第四号(第七十一條第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)(第八十六条、第八十七条第一号(第二十八条及び第三十三條において準用する第十五條第一項に係る部分を除く。)(並びに次条第一項から第四項までの規定 公布の日から

起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三十三條において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條(同条第二項の規定による指定に係る部分を除く。)(第四十條から第四十三條まで、第五十二條(第一種フロン類回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部分を除く。)(第五十七條から第六十四條まで、第六十七條第二項、第七十條(自動車製造業者等に係る部分に限る。)(第七十一条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)(第八十三條(第二十四條第三項及び第五十五條第三項に係る部分を除く。)(並びに第八十五条第一号(第三十三條において準用する第二十二條第一項に係る部分に限る。)(第二号(第三十三條において準用する第二十二條第二項に係る部分及び第七十條(自動車製造業者等に係る部分に限る。)(に係る部分に限る。)(第三号及び第四号(第七十一条第一項中自動車製造業者等に係る部分に限る。)(の規定 此の法律の施行の日(以下「施行日」という。)(の翌日から平成十四年十月三十一日まで

の間において政令で定める日

三 第七十八條並びに附則第四條及び第五條の規定 公布の日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一種フロン類回収業者を行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第十一條第一項の規定に

よる登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、第九条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き第一種フロン類回収業者を行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日(同項後段の場合にあっては、同項後段の登録又は登録の拒否の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第七十條第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)(及び第二項、第十九條から第二十一条まで、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條、第二十四條、第五十二條第一項及び第三項、第五十三條第二項、第五十六條並びに第七十條から第七十二條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(を適用する。

3 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第四十四條第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請

をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日(同項後段の場合にあっては、同項後段の許可又は不許可の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を主務大臣の許可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二項、第四十九条(許可の取消しに係る部分を除く。)、第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項、第七十条から第七十二条まで並びに第七十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

5 この法律の施行の際現に第二種特定製品引取業を行っている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第二十七条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、第二十五条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 前項後段の規定により引き続き第二種特定製品引取業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行うとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二

種特定製品引取業者とみなして、第二十八条において準用する第十七条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)、及び第二項、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第四項及び第六項、第四十五条第一項、第六十三条第一項及び第四項、第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

7 この法律の施行の際現に第二種フロン類回収業を行っている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第三十一条第一項若しくは第三十二条第二項ただし書の規定による登録を拒否する処分又は同条第一項の規定による通知をしないこととの決定があったときは、当該処分又は決定のあった日までの間)は、第二十九条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請又は第三十二条第一項の規定による申出をした場合において、その期間を経過したときは、その申請又は申出について登録若しくは登録の拒否の処分又は同項の規定による通知をしないこととの決定があるまでの間も、同様とする。

8 前項後段の規定により引き続き第二種フロン類回収業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行うとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種フロン類回収業者とみなして、第三十三条において準用する第十七条第一項(登録の取消し

に係る部分を除く。)、及び第二項、第三十三条において準用する第二十二条第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四項及び第六項、第五十三条第二項、第五十七条第一項、第六十三条第一項、第二項及び第四項、第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第三條 施行日から附則第一条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間における第八十二条の規定の適用については、同条第八号中「特定製品」とあるのは、「第一種特定製品」とする。(検討)

第四條 政府は、第二種特定製品に関し、第六十条の規定により自動車製造業者等がその製造等をした自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求める方法について検討を加え、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収及び破壊については、使用済自動車の循環的な利用の中で一体的に行われることが適当であることにかんがみ、使用済自動車の循環的な利用に関する法律の検討に当たっては、この法律の第二種特定製品からのフロン類の回収及び破壊に関する規定について廃止を含めた見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

るフロン類の回収及び破壊等に関する調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、特に、断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等については、速やかに調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

確定拠出年金法案

右 国会に提出する。

平成十二年十一月十四日

内閣総理大臣 森 喜朗

確定拠出年金法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第三節 掛金(第六十八条・第七十一条)
第二章 企業型年金	第四節 個人型年金の終了(第七十二条)
第一節 企業型年金の開始	第五節 企業型年金に係る規定の準用(第七十三条)
第一款 企業型年金規約(第三条・第六条)	第六節 雑則(第七十四条・第七十九条)
第二款 運営管理業務の委託等(第七条・第八条)	第四章 個人別管理資産の移換(第八十条・第八十五条)
第二節 企業型年金加入者等(第九条・第十八条)	第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等(第八十六条・第八十七条)
第三款 掛金(第十九条・第二十一条)	第六章 確定拠出年金運営管理機関
第四節 運用(第二十二条・第二十七条)	第一節 登録(第八十八条・第九十三条)
第五節 給付	第二節 業務(第九十四条・第一百条)
第一款 通則(第二十八条・第三十二条)	第三節 監督(第一百一条・第一百七条)
第二款 老齢給付金(第三十三条・第三十六条)	第四節 雑則(第一百八条・第一百九条)
第三款 障害給付金(第三十七条・第三十九条)	第七章 雑則(第一百十条・第一百七条)
第四款 死亡一時金(第四十条・第四十二条)	第八章 罰則(第一百八条 第一百二十四条) 附則
第六節 事業主等の行為準則(第四十三条・第四十四条)	第一章 総則
第七節 企業型年金の終了(第四十五条・第四十八条)	第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。(定義)
第三章 個人型年金	第二条 この法律において「確定拠出年金」とは、
第一節 個人型年金の開始	
第一款 個人型年金規約(第五十五条・第五十九条)	
第二款 運営管理業務の委託等(第六十条・第六十一条)	
第二節 個人型年金加入者等(第六十二条・	

企業型年金及び個人型年金をいう。

2 この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第六条第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者であつて、六十歳未満のものをいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

三 農林漁業団体職員共済組合の組合員(任意継続組合員を含む。)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務(連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。)

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「加入者等」と総称する。)の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関(企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。)又は連合会への通知

ハ 給付を受ける権利の裁定

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

8 この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

9 この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(企業型年金加入者を除く。)をいう。

10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

11 この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産

について運用の指図を行う者(個人型年金加入者を除く。)をいう。

12 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

第一款 企業型年金規約

(規約の承認)

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 二以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所

の事業主(第四十七条第五号、第七十条、第七十一条及び第七十八条を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所

二 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地(厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶(以下「船舶」という。)の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地)

三 事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあつては、その行う業務

四 事業主が第七条第一項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(第八十八条第一項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業務を営む者をいう。以下同じ。)(第七条第二項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。)の名称及び住所並びにその行う業務

五 資産管理機関の名称及び住所

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

七 事業主が拠出する掛金(以下「事業主掛金」という。)の額の算定方法に関する事項

八 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項

九 企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満

である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額(以下「返還資産額」という。)

の算定方法に関する事項

十一 企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

十二 その他政令で定める事項

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第三項各号に掲げる事項が定められていること。

二 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度(第五十四条第一項において「企業年金制度」という。)及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗ずる方法その他これに類する方法により算定した額によるものが定められていること。

四 提示される運用の方法の数又は種類について、第二十三条第一項の規定に反しないこと。

と。

五 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者(以下「企業型年金加入者等」という。)による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

六 企業型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

七 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年以上である場合又は企業型年金加入者が当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合について、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。

八 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約(以下「企業型年金規約」という。)を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(規約の変更)

第五条 事業主は、企業型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働

組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。）」と読み替えるものとする。

第六条 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第二款 運営管理業務の委託等
（運営管理業務の委託）

第七条 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

2 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

3 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継す

べき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

（資産管理契約の締結）

第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）又は厚生年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）を相手方とする生命共済の契約

四 損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする損害保険の契約

2 前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約（以下「資産管理契約」という。）の締結を拒絶してはならない。

3 資産管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき

者を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

4 資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 企業型年金加入者等

（企業型年金加入者）

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としてない。

（資格取得の時期）

第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一 実施事業所に使用されるに至ったとき。

二 その使用される事業所若しくは事務所（以下「事業所」という。）又は船舶が、実施事業所となったとき。

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四 実施事業所に使用される者が、企業型年金規約により定められている資格を取得したとき。

（資格喪失の時期）
第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 実施事業所に使用されなくなったとき。

三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。

六 六十歳に達したとき。

（企業型年金加入者の資格の得喪に關する特例）

第十二条 企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなす。

（同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の取扱い）

第十三条 同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、第九条の規定にかかわらず、その者の選択する一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者としてないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して十日以内にしなければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して十日以内にしなければならない。

金加入者となる資格を有するに至った日にさかのぼって、その選択した一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者でなかったものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかったときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の企業型年金のうちその一の企業型年金を選択したものとみなす。

5 甲企業型年金の企業型年金加入者が同時に乙企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った場合において、第一項の規定により乙企業型年金を選択したときは、その者は、乙企業型年金の企業型年金加入者となつた日に、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した企業型年金の企業型年金加入者でなくなつたときは、その者は、その日に、当該企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得する。

(企業型年金加入者期間)

第十四条 企業型年金加入者である期間(以下「企業型年金加入者期間」という。)を計算する場合に、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者については、当該企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を合算する。

(企業型年金運用指図者)

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図

者とする。

一 第十一条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)

二 企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至つた日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

3 企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第三号に該当するに至つたときは、当該至つた日)に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。

三 当該企業型年金の企業型年金加入者となつたとき。

4 第十二条の規定は企業型年金運用指図者の資格について、前条の規定は企業型年金運用指図者である期間(以下「企業型年金運用指図者期間」という。)を計算する場合について準用する。

(通知等)

第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「企業型記録関連運営管理機関」という。)に通知し

なければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあつては、この限りでない。

2 企業型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第一項の規定により選択した企業型年金その他の事項を事業主又は企業型記録関連運営管理機関に申し出なければならない。

第十七条 企業型年金運用指図者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を企業型記録関連運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。)に申し出なければならない。

(企業型年金加入者等原簿)

第十八条 企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であつた者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができ、この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第三節 掛金

(事業主掛金)

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額(一月につき拠出することができ、事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(事業主掛金の納付)

第二十一条 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付するものとする。

2 事業主は、事業主掛金を納付する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあつては、この限りでない。

第四節 運用

(事業主の責務)

第二十二条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連

業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法(第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。)のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

一 銀行その他の金融機関又は国を相手方とする預金又は貯金の預入

二 信託会社への信託

三 有価証券の売買

四 生命保険会社若しくは国又は農業協同組合(農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。)その他の政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み

五 損害保険会社への損害保険の保険料の払込み

六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結

2 企業型運用関連運営管理機関等は、前項の運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十四条 企業型運用関連運営管理機関等は、

厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

(運用の指図)

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2 前項の運用の指図は、提示運用方法の中から一又は二以上の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連運営管理機関等に示すことにより行うものとする。

3 企業型記録関連運営管理機関等は、第一項の運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた同項の運用の指図を第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法(こと)に取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4 資産管理機関は、前項の通知があったときは、速やかに、同項の通知に従って、それぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければならない。

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている

企業型年金加入者等の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他の厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

(個人別管理資産額の通知)

第二十七条 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

第五節 給付

第一款 通則

(給付の種類)

第二十八条 企業型年金の給付(以下この款において「給付」という。)は、次のとおりとする。

一 老齢給付金

二 障害給付金

三 死亡一時金

(裁定)

第二十九条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下この節において「受給権者」という。)の請求に基づいて、企業型記録関連運営管理機関等が裁定する。

2 企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理機関に通知しなければならない。

(給付の額)

第三十条 給付の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

(年金給付の支給期間等)

第三十一条 給付のうち年金として支給されるも

の(次項において「年金給付」という。)の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金給付の支払期月については、企業型年金規約で定めるところによる。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十二条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第二款 老齢給付金

(支給要件)

第三十三条 企業型年金加入者であった者であつて次の各号に掲げるもの(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳以上六十一歳未満の者 十年
- 二 六十一歳以上六十二歳未満の者 八年
- 三 六十二歳以上六十三歳未満の者 六年
- 四 六十三歳以上六十四歳未満の者 四年
- 五 六十四歳以上六十五歳未満の者 二年
- 六 六十五歳以上の者 一月

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定める

ところにより同項に規定する者の次に掲げる期間(その者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)を合算した期間をいう。

- 一 企業型年金加入者期間
- 二 企業型年金運用指図者期間
- 三 個人型年金加入者である期間(以下「個人型年金加入者期間」という。)
- 四 個人型年金運用指図者である期間(以下「個人型年金運用指図者期間」という。)

3 第一項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連連営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

(七十歳到達時の支給)

第三十四条 企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連連営管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十五条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十六条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金の障害給付金の受給権者となったとき。
- 三 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

第三款 障害給付金

(支給要件)

第三十七条 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。))とし、以下「障害認定日」という。))から七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に企業型記録関連連営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

2 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。))が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下「この項において「基準傷病」という。))に係る初診日において「基準傷病」という。))以外の傷病により障害の状態にある場合であつて、基準傷病に係る障害認定日から七十歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前項の

政令で定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)の初診日以降であるときに限る。))は、その者は、その期間内に企業型記録関連連営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連連営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に障害給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十八条 障害給付金は、年金として支給する。

2 障害給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十九条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

第四款 死亡一時金

(支給要件)

第四十条 死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。))が死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が企業

型記録関連連営管理機関等の裁定に基づいて、支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第四十一条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この条において同じ。))、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連連営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

- 一 配偶者
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて第二号に該当しないもの

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、

死亡一時金は、その人数によって等分して支給する。

4 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

5 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後五年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

(欠格)

第四十二条 故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第六節 事業主等の行為準則

(事業主の行為準則)

第四十三条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意があ

る場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、第七条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

4 事業主(運用関連業務を行う者である場合に限る。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。

(資産管理機関の行為準則)

第四十四条 資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

第七節 企業型年金の終了

(企業型年金の終了)

第四十五条 企業型年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

- 一 次条第一項の承認があったとき。
- 二 第四十七条の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。
- 三 第五十二条第二項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認の申請があった場合について準用する。

第四十七条 事業主(企業型年金を共同して実施している場合にあつては、当該企業型年金を実施している事業主の全部)が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その実施する企業型年金の企業型年金規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 事業主が死亡したとき その相続人を代表する役員であつた者
- 二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産により解散したとき その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき その清算人
- 五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなった

とき(前各号に掲げる場合を除く。)厚生年金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員

(政令への委任)

第四十八条 この節に定めるもののほか、企業型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第八節 雑則

(運営管理業務に関する帳簿書類)

第四十九条 事業主(運営管理業務を行う者である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、運営管理業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第五十条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によって質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業主に対する監督)

第五十二條 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主がその実施する企業型年金に關し法令、企業型年金規約若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、又は事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期間を定めて、事業主に対し、その違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

2 事業主が前項の命令に違反したとき、又は企業型年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該事業主の企業型年金規約の承認を取り消すことができる。

(厚生年金基金の特例)

第五十三條 厚生年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 厚生年金基金は、資産管理契約に係る業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第五十三條第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の制度の資産の移換)

第五十四條 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。この場合において、移換を受ける資産のうち当該企業型年金の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるものの額は、第二十条に規定する拠出限度額、当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間等を勘案して政令で定める額を超えてはならない。

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三條第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による資産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 個人型年金
第一節 個人型年金規約
第五十五條 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(規約の承認)

一 連合会の名称及び所在地
二 第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。)の名称及び住所並びにその行う業務

三 個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「個人型年金加入者等」という。)による確定拠出年金運営管理機関の指定に關する事項
四 個人型年金加入者が拠出する掛金(以下「個人型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法に關する事項
五 運用の方法の提示及び運用の指図に關する事項
六 個人型年金の給付の額及びその支給の方法に關する事項
七 個人型年金の実施に要する事務費の負担に關する事項
八 その他政令で定める事項
(承認の基準等)

第五十六條 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項各号に掲げる事項が定められて

二 提示される運用の方法の数又は種類について、第七十三條において準用する第二十三條第一項の規定に反しないこと。

三 個人型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

四 個人型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

五 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

ればならない。

3 連合会は、前条第一項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約(以下「個人型年金規約」という。)を公告しなければならない。

(規約の変更)
第五十七條 連合会は、個人型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

第五十八條 連合会は、個人型年金規約の変更(前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第五十六條第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(個人型年金規約の見直し)
第五十九條 連合会は、少なくとも五年ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

第二款 運営管理業務の委託等
(運営管理業務の委託)
第六十条 連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る

契約の締結を拒絶してはならない。

3 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。
(事務の委託)

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 一次条第一項の申出の受理に関する事務
二 第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出の受理に関する事務

三 積立金の管理に関する事務
四 積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務

五 その他厚生労働省令で定める事務(個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。)

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項第一号、第二号及び第五号(厚生労働省令で定める事務に限る。)に掲げる事務を受託することができる。

第二節 個人型年金加入者等
(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型

年金加入者となることができる。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法第八十九条(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないもの)とされている者を除く。)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者(第三項第八号において「企業年金等対象者」という。)を除く。)

2 個人型年金加入者は、前項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 六十歳に達したとき。

三 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき(前二号に掲げる場合を除く。)

四 国民年金法第七條第一項第三号に規定する第三号被保険者となったとき。

五 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。

六 国民年金法第八十九条(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項若しくは第九十条

の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七 法律によって組織された共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)(又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者)となったとき。

八 企業年金等対象者となったとき。

4 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

(個人型年金加入者期間)

第六十三条 個人型年金加入者期間を計算する場合には、月によるものとし、個人型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 個人型年金加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の個人型年金加入者期間を合算する。

(個人型年金運用指図者)

第六十四条 第六十二条第三項各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)(は、個人型年金運用指図者とする。

2 前項の規定によるほか、企業型年金加入者であった者(企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)(又は個人型年金加入

者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)(は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となることができる。

3 個人型年金運用指図者は、第一項に規定する者については個人型年金加入者の資格を喪失した日に、前項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ個人型年金運用指図者の資格を取得する。

4 個人型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第三号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、個人型年金運用指図者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

三 個人型年金加入者となったとき。

5 第六十二条第四項の規定は個人型年金運用指図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関の指定)

第六十五条 個人型年金加入者等は、厚生労働省令で定めるところにより、自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関を指定し、又はその指定を変更するものとする。

(届出)

第六十六条 個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を連合会に届け出なければならない。

2 前項の規定は、個人型年金運用指図者について準用する。

3 連合会は、第一項(前項において準用する場

合を含む。の届出があったときは、速やかに、その届出があった事項を個人型年金加入者等が指定した記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「個人型記録関連運営管理機関」という。)に通知しなければならない。

(個人型年金加入者等原簿等)

第六十七条 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する原簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 個人型記録関連運営管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する帳簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

3 個人型年金加入者及び個人型年金加入者であった者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、第一項の原簿若しくは前項の帳簿の閲覧を請求し、又は当該原簿若しくは帳簿に記録された事項について照会することができ、この場合においては、連合会及び個人型記録関連運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第三節 掛金

(個人型年金加入者掛金)

第六十八条 個人型年金加入者は、個人型年金加

入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十九条(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。)についてののみ行うことができる。

3 個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更する。

(拠出限度額)

第六十九条 個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額(一月につき拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の上限として、個人型年金加入者の種別第一号加入者(個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。))又は第二号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。)の区別をいう。並びに国民年金基金の掛金及び農業者年金基金の保険料の額を勘案して政令で定める額をいう。を超えてはならない。

(個人型年金加入者掛金の納付)

第七十条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2 第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

3 前項の場合において、厚生年金適用事業所の

事業主は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

4 連合会は、第一項及び第二項の納付を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を個人型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。

(個人型年金加入者掛金の源泉控除)

第七十一条 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の個人型年金加入者掛金(第二号加入者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金)を給与から控除することができる。

2 厚生年金適用事業所の事業主は、前項の規定によつて個人型年金加入者掛金を控除したときは、個人型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を第二号加入者に通知しなければならない。

第四節 個人型年金の終了

第七十二条 個人型年金は、連合会が解散するに至つた日に終了する。

2 前項に定めるもののほか、個人型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 企業型年金に係る規定の準用

第七十三条 前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について、第四十三条第一項から第三項までの規定は連合会について準用する。この場合におい

て、第二十一条中「事業主」とあり、並びに第二十五条第三項及び第四項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十七条第三項並びに第四十条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替へるほか、同章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項までの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第六節 雑則

(連合会の業務の特例)

第七十四条 連合会は、国民年金法の規定による業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、この法律の規定による業務を行う。

(個人型年金規約策定委員会)

第七十五条 連合会に、個人型年金規約策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、又は個人型年金規約を変更しようとするときは、策定委員会の議決を経なければならない。

3 この法律の規定による連合会の業務に係る次に掲げる事項は、国民年金法第三十七条の十一第一項の規定にかかわらず、策定委員会の議決を経なければならない。

一 毎事業年度の予算
二 毎事業年度の事業報告及び決算
三 その他個人型年金規約で定める事項

4 前三項に定めるもののほか、策定委員会の組織その他策定委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第七十六条 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と

区分して整理しなければならない。

(国民年金基金の業務の特例)

第七十七条 国民年金基金は、連合会の委託を受けて、第六十一条第一項各号に掲げる事務を行うことができる。

2 国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(個人型年金についての事業主の協力等)

第七十八条 厚生年金適用事業所の事業主は、当該厚生年金適用事業所に使用される者が個人型年金加入者である場合には、当該個人型年金加入者に対し、必要な協力をするともに、法令及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

2 前項の場合において、国は、厚生年金適用事業所の事業主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(国民年金法の適用)

第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三十七条の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項(第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の規定による連合会の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十七条の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三十八条の表第五(第二項(第二十二条第二項を準用する部分を除く。))及び第五項を除く。の項中「一時金」とあるのは「一時金(確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。)」と、同法第四十二条第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠

出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約(次項において「個人型年金規約」という。))と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令(確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。)」と、「事業」とあるのは「事業(確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。)」と、同法第四十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 第七十七条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四十五(第十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第七十七条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 個人別管理資産の移換

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十条 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。))が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及び第四号に掲げる者を除く。)) 乙企業型年金の資産管理機関

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。)) 連合会

あつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。))が第六十二条第一項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

四 第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 連合会

2 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者であつて、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。))が第六十二条第一項の申出と同時にその者の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。))が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、その者が個人別管理資産の移換を申し出たときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

3 連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限り、第三号に掲げる者を除く。)) 乙企業型年金の資産管理機関

第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者が第六十四条第二項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)) 連合会

2 連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)) 連合会

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第八十一条 企業型年金の企業型年金加入者で

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。))の個人別管理資産を連合会に移

換するものとする。

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に前三条の規定により移換されなかつたもの(当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。)

二 当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が前三条の規定により移換されなかつたもの

2 当該企業型年金の企業型記録関連連通管理機関等は、前項の規定により当該企業型記録関連連通管理機関等に係る者の個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

3 当該企業型年金の企業型記録関連連通管理機関等は、第一項の規定により個人別管理資産が移換された者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該個人別管理資産が連合会に移換された旨を公告しなければならない。

(事業主への資産の返還)

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から前条までの規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項に規定する場合においては、返還資産額に相当する金銭を当該返還資産額に係る事業主に返還するものとする。

とする。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等

(税制上の措置)

第八十六条 確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税(都民税を含む。)及び市町村民税(特別区民税を含む。)の課税について必要な措置を講ずる。

(指導及び助言)

第八十七条 国は、事業主及び連合会に対し、確定拠出年金の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第六章 確定拠出年金運営管理機関

第一節 登録

第八十八条 確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

(登録の申請)

第八十九条 前条第一項の登録を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称及び住所
二 資本金額(出資の総額及び基金の総額を含む。)

三 役員の名氏及び住所
四 営業所の名称及び所在地
五 業務の種類及び方法
六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第九十条 主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていると

きは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者
二 第四百四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 この法律、厚生年金保険法その他政令で定める法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

四 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業の遂行に支障を生ずると認められる法人

五 その役員の中に、第四百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者その他政令で定める者のある法人

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九十二条 確定拠出年金運営管理機関は、第八十九条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九十三条 確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員
- 二 破産により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の破産管財人
- 三 合併及び破産以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人
- 四 確定拠出年金運営管理業を廃止したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

第二節 業務

(標識の掲示)

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十五条 確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもって、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませてはならない。

(書類の閲覧)

第九十六条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を

記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十一条(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(業務の引継ぎ)

第九十八条 確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

- 一 第七条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第三項の規定による運営管理業務の委託に係る契約(以下「運営管理契約」という。)の変更又は解除があつたとき。
- 二 第六十五条の規定による指定の変更があつたとき。
- 三 第九十三条の規定により登録が効力を失つたとき。
- 四 第一百四条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者

等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第一百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
- 三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)
- 四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であつて、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。

六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものの指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第一条第三項に規定する投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第一百一条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第一百二条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第一百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)
 第四節 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要の限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第九十一条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。
 二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。
 三 その行う確定拠出年金運営管理業に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

(登録の抹消)
 第九十五条 主務大臣は、第九十三条の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)
 第九十六条 主務大臣は、第九十四条第二項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(政令への委任)
 第九十七条 この節に定めるもののほか、確定拠出年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 雑則
 (厚生年金基金及び国民年金基金の業務の特例)
 第九十八条 厚生年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 厚生年金基金及び国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第九十八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第九十八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国に対する特例)
 第九十九条 国は、確定拠出年金運営管理業(個人型年金に係るものに限る。)を行うものとし、総務大臣がこれを管理する。

2 第八十八条、第九十一条、第九十三条、第九十八条第三号又は第四号に掲げる場合に限る。、第九十四条第二項(第八十八条第一項の登録の取消しに係る部分に限る。、及び第九十五条並びに第八章の規定は、前項の規定により国が確定拠出年金運営管理業を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定により国が確定拠出年金運営管理業を行う場合については、前項に規定する規定を除き、国を確定拠出年金運営管理機関とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則
 (期間の計算)
 第一百条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(資料の提供)
 第一百一条 社会保険庁長官は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。

(書類等の提出)
 第一百二条 確定拠出年金運営管理機関(記録簿連業務を行う事業主を含む。)は、必要があると認めるときは、給付の受給権を有する者(以下「受給権者」という。)に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)
 第一百三十三条 個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会(受給権者が死亡した場合にあっては、当該受給権を裁定した者に届け出なければならない。

2 第六十六条第三項の規定は、連合会が前項の届出を受理した場合について準用する。

(主務大臣等)
 第一百四十四条 前章における主務大臣は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

5 内閣総理大臣は、前章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

6 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣への資料提出等)
 第一百五十五条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、確定拠出年金運営管理業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(実施規定)
 第一百六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、前章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は主務省令で、その他

この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。
(経過措置)

第百十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的の必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八十八条第一項の登録を受けずに確定拠出年金運営管理業を営んだ者
- 二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けた者
- 三 第九十五条の規定に違反して、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませた者
- 四 第百一条第一号から第三号までの規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第百条第四号の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者
- 二 第百四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、確定拠出年金運営管理業を営んだ者

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十一条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 二 第八十九条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第百一条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者
- 四 第百二条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 五 第百三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九十四条第一項の規定に違反した者
- 三 第九十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 第九十六条の規定に違反して、書類を備えず、若しくは加入者等の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは加入者等に閲覧させた者
- 五 第百四条第一項の規定による命令に違反した者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人

の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第六条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十九条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者
- 三 第五十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 五 第五十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反して、通知をしない者
- 七 第八十三条第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者

第百二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第一項の規定に違反して、通知をしない者
- 二 第十六条第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者
- 三 第四十七条、第六十六条第一項、第九十三条又は第百十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十三条及び第二十四条の規定 平成十三年四月一日
- 二 附則第十五条中地方税法第三十四条第一項第四号及び第三百十四条の二第一項第四号の改正規定並びに附則第十六条の規定 平成十四年四月一日

第二条 この法律の施行の日から国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第三号に定める日前までの間における第六十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「第九十条の三第一項」とあるのは「第九十条の二第一項」と、

「されている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者」とあるのは「されている者」と、同条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項」とあるのは「又は第九十条の二第一項」と、「されたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき」とあるのは「されたとき」とする。

2 この法律の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間における第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「第百五条(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。))及び第五項を除く。」とあるのは、「第百五条」とする。

(脱退一時金)

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 六十歳未満であること。

二 企業型年金加入者でないこと。

三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。

四 障害給付金の受給権者でないこと。

五 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間(第五十四条第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。))及び個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)を合算した期間をいう。が一月以上三年以下であること。

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

2 前項の請求があつたときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあつては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 企業型年金加入者であつた者(個人型年金運用指図者を除く。)は、第一項の請求は、第六十四条第二項の申出と同時にいうものとする。

4 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

5 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

(検討) 第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(厚生年金保険法の一部改正) 第五条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

(確定拠出年金を実施する場合における基金に関する特例)

第三十条 基金(確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の施行の日前に設立された基金(同法の施行の日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。))に限る。以下同じ。は、設立事業所の事業主が同法第二十条第二項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」という。)を実施する場合においては、第三十一条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ、規約で定めるところにより、加入員の全部又は一部について、企業型年金加入期間(基金の加入員であつた期間のうち同時に当該企業型年金の同法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間であつた期間をいう。次項並びに

第三項第一号及び第二号において同じ。)を年金給付の額の計算の基礎としないこととすることができる。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付の額の計算の基礎とするものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十四条の二、第三十二条第二項その他この法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととされた企業型年金加入期間を当該基金の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十一条第五項の規定の適用については、特定加入員(第一項の規定により企業型年金加入期間を年金給付の額の計算の基礎としないこととされた加入員をいう。以下この条において同じ。)を基金の加入員でない者とみなす。

三 第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「各月」とあるのは、「各月(附則第三十条第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととした月を含む。)」とする。

四 第三十九条第二項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「半額」とあるのは「半額(附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係る掛金にあつては、当該事業主が全額)」と、同条第二項中

「掛金」とあるのは掛金(附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係るものを除く。)」とする。

4 第一項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち特定加入員となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち特定加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

5 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、同項の特定加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

第三十一条 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産(確定拠出年金法第二十条第二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規約を定める場合について準用する。この場合において、同条第四項中「特定加入員」とあるのは、「当該年金給付等積立金の移換に係る加入員」と読み替へるものとする。

3 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用さ

れる被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第四百七十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十一条第三項の規定により移換されたものを除く。)」とする。

第三十二条 前二条に定めるもののほか、基金に係る適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該基金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「休業手当金及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第三十五条第一項(老齢給付金の支給方法)(同法第七十二条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する場合を含む。))の規定に基づいて支給される年金及び」を、「一時恩給及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定拠出年金法第三十五条第二項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の規定に基づいて支給される一時金及び」を加える。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「掲げる者」を「定める者」に改め、「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第七十五条第二項中「契約に基づく」を削り、

同項第一号中「除く。」の下に「に基づく掛金」を加え、同項第二号中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第五十五条第二項第四号規約の承認に規定する個人型年金加入者掛金
第七十六条第一項第二号中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第八十八条の見出し中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同条中「社会保険料」を「社会保険料又は第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金」に改め、「社会保険料の金額」の下に「当該小規模企業共済等掛金の額との合計額」を加える。

第九十条第二号イ中「金額」の下に「及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金(以下この条において「小規模企業共済等掛金」という。))の額」を加え、同号ロ中「社会保険料の金額」を「社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額(それぞれに改め、「されたもの」の下に「(小規模企業共済等掛金の額にあつては、第九十六条第二項(保険料等の支払を証明する書類の提出等)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。))」を加え、「第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金の額、及び(生命保険料控除等の支払を証する書類の提出等)」を削る。
第九十五条第一項中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

第九十六条第一項第二号中「金額」の下に「及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金(給与等から控除されるものを除く。))の額」を加え、同項第三号中「第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金の額」を削り、同条第二項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「生命保険料」を「又は同項第三号に規定する生命保険料」に、「又は損害保険料」を「若しくは損害保険料」に改める。

第二百二十七条中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

別表第二の表中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第二の備考中「社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。))」を「社会保険料等(第七十四条第二項(社会保険料等)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。以下同じ。))」に改める。

別表第三の表中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者

及び扶養親族をいう。
(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第三の備考中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

別表第四の表中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第四の備考中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の所得税法(以下この条において「新所得税法」という。))の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税については、なお従前の例による。

2 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、この法律の施行の日(以下この条及び附則第十四条において「施行日」という。))以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等

人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第三十四条第一項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「除く」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約の下に」に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 確定拠出年金法(平成十二年法律第九号第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

第七十二条の三第一項ただし書 第七十二条の八十第一項ただし書及び第二百九十四条の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第三百十四条の二第一項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「除く」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約の下に」に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三十四

条第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第三百十四条の二第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(郵便貯金法の一部改正)

第十七条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二(資産管理機関等の郵便貯金に関する特例) 確定拠出年金法(平成十二年法律第九号)第二十七条第一号ロに規定する連

合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)(以下「資産管理機関等」という。))が同法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。)(規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置としてする郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなされた部分の一部で前条第三項の規定により国債証券を購入保管したときは、

当該国債証券については、同条第四項の規定は適用せず、当該資産管理機関等の請求により当該資産管理機関等につき渡すものとする。

第十六条第一号中「第十条ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 確定拠出年金法第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関又は同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)(に限る。))が同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として通常郵便貯金をすると

き。

(郵便法の一部改正)

第十八条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「交付に関する業務」の下に「総務省が確定拠出年金法(平成十二年法律第九号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務」を加える。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

を、当せん金付証券法に改め、「交付に関する業務」の下に「並びに確定拠出年金法(平成十二年法律第九号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務」を加える。

(簡易生命保険法の一部改正)

第二十条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「被保険者」の下に「(当該保険契約が確定拠出年金法(平成十二年法律第九号)第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として締結されたものであるときは、保険契約者」を加える。

第五十九条第四項中「保険契約においては」を「保険契約(保険契約者を年金受取人とするものを除く。))においては」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第二十一条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「交付に関する事務」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第九号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から総務省に委託された事務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務に関する事務」を加える。

(簡易郵便局法の一部改正)

第二十二條 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「交付に関する郵政窓口事務」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第九号)第二

号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務に関する郵政窓口事務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務に関する郵政窓口事務を加える。

第十條第一項中「及び当せん金付証券法」を「当せん金付証券法及び確定拠出年金法」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第二十三條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「この条」の下に「次条」を加え、「次項を」次項及び次条に改め、同条の次に次の一条を加える。

(確定拠出年金に係る預金等の特例)

第五十四條の二 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第二十七條第一号ロに規定する資産管理機関(同法第八條第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。)又は同法第二十五條に規定する連合会若しくは同法第六十一條第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)に限る。)(以下「資産管理機関等」という。)である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八條第一項に規定する積立金をい

う。以下この条において同じ。)の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二十七條第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。)のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。)において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二十三條に規定する個人別管理資産額をいう。)に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当預金等債権」という。)を当該加入者等の預金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加

入者等の預金等に係る債権と当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権があるときは、当該加入者等の預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十三條第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二十二條に規定する個人別管理資産をいう。)に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十四條の二第一項及び第二項」とする。

一 第一項の場合において、破綻金融機関の預金等に係る債権を他の金融機関が引き受けるとき 第一條第十一項

二 第一項の場合において、第五十三條第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき 第五十八條第一項

三 第一項の場合において、破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡するとき 第五十九條第二項

5 第一項の場合において、機構が第二百二十七條第一項各号に掲げる金融機関から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の適用については、同項中「第五十四條第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十四條の二第一項及び第二項」とする。

6 附則第二十三條に次の二項を加える。

7 第五十四條の二第二項の場合において、附則第六條の二第一項の保険事故が発生したときにおける第五十四條の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは附則第六條の二と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六條の二第二項」とする。

8 第五十四條の二第二項の場合において、次に掲げる規定により機構が保険金の額を計算するときにおける当該規定の適用については、当該規定中「第五十四條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十四條の二第一項及び第二項」とする。

一 附則第十六條第一項

二 附則第十八條第二項

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 前条の規定による改正後の預金保険法第五十四條の二の規定は、平成十三年四月一日以後に発生する預金保険法第四十九條第二項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金につい

同日前に発生した保険事故に係る保険金につい

同日前に発生した保険事故に係る保険金につい

同日前に発生した保険事故に係る保険金につい

では、なお従前の例による。

(農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の」を「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の」に改め、同条のうち確定拠出年金法附則第二十四条の次に二条を加える改正規定中「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)を」を「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)に改め、」連合会」の下に「若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)に限る。)を加える。」(金融庁設置法の一部改正)

第二十六条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四号第二号中「から」まで「を」から「まで」に改め、同条第三号に次のように加える。

ノ 確定拠出年金運営管理業を営む者
(総務省設置法の一部改正)

第二十七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四号第七十九号二中「並びに当せん金付証券法を、」当せん金付証券法」に改め、「交付に関する業務」の下に「並びに確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された

業務及び同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業」を加える。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の効力)

第二十八条 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)のうち、附則第二条の規定はこの法律による改正後の郵便法の規定を、附則第三条の規定はこの法律による改正後の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の規定を、附則第四条の規定はこの法律による改正後の郵政事業特別会計法の規定を、附則第五条の規定はこの法律による改正後の総務省設置法の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項第百号の次に次の一号を加える。

百の二 確定拠出年金事業に関すること。

第十八号第一項中「第百号」の下に、「第百号の二」を加える。

理由
少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、厚生年金保険の適用事業所の事業主又は国民年金基金連合会が実施する確定拠出年金に係る規約、加入者等の資格、掛金及びその運用、給付並びに資産の移換について必要な事項を定めるとともに、確定拠出年金運営管理業の登録及び監督

を行い、確定拠出年金の適切な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

確定拠出年金法案(内閣提出、第百五十回国会附法第二号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受ける確定拠出年金を、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、新たな選択肢として設けようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 確定拠出年金は、事業主が労使合意に基づいて実施し、六十歳未満の従業員が加入者となる企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し、国民年金の第一号被保険者及び公的年金に上乗せする給付のない六十歳未満の厚生年金保険の被保険者が申出により加入者となる個人型年金の二種類とすること。

2 掛金は、企業型年金においては事業主が、個人型年金においては加入者が拠出すること。

3 加入者は、個人ごとに管理された資産について運用の指図を行うこと。このため、加入者に対して十分な情報の提供等が行われるよう所要の措置を講ずること。

4 給付は、原則として、六十歳に到達した場合のほか、高度の障害を負った場合又は死亡

した場合に支給すること。また、加入者が離職した場合等においては、他の企業型年金又は個人型年金に個人ごとに管理された資産を移換すること。

5 加入者等に関する記録の保存、運用の方法の選定及び加入者等に対する提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととするともに、両大臣が必要なる監督を行うこと。

6 加入者の受給権保護等を図る観点から、関係者の行為準則を定める等必要な措置を講ずること。

7 掛金、積立金及び給付について、各税法で定めるところにより、課税について必要な措置を講ずること。

8 この法律は、一部の事項を除き、平成十三年三月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由
国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金を、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、新たな選択肢として設けようとすることは、時宜に適するものと認めるが、施行期日について修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年六月八日

厚生労働委員長 鈴木 俊一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

確定拠出年金法

(小字及び一は條也)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

第一款 企業型年金規約(第三条・第六条)

第二款 運営管理業務の委託等(第七条・第八条)

第二節 企業型年金加入者等(第九条・第十条)

第三款 掛金(第十九条・第二十一条)

第四節 運用(第二十二条・第二十七条)

第五節 給付

第一款 通則(第二十八条・第三十二条)

第二款 老齢給付金(第三十三条・第三十六条)

第三款 障害給付金(第三十七条・第三十九条)

第四款 死亡一時金(第四十条・第四十二条)

第六節 事業主等の行為準則(第四十三条・第四十四条)

第七節 企業型年金の終了(第四十五条・第四十八条)

第八節 雑則(第四十九条・第五十四条)

第三章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

第一款 個人型年金規約(第五十五条・第五十九条)

第二款 運営管理業務の委託等(第六十

条・第六十一条)

第二節 個人型年金加入者等(第六十二条・第六十七条)

第三款 掛金(第六十八条・第七十一条)

第四節 個人型年金の終了(第七十二条)

第五節 企業型年金に係る規定の準用(第七十三条)

第六節 雑則(第七十四条・第七十九条)

第四章 個人別管理資産の移換(第八十条・第八十五条)

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等(第八十六条・第八十七条)

第六章 確定拠出年金運営管理機関

第一節 登録(第八十八条・第九十三条)

第二節 業務(第九十四条・第一百条)

第三節 監督(第一百一条・第一百七条)

第四節 雑則(第一百八条・第一百九条)

第七章 雑則(第一百十条・第一百七条)

第八章 罰則(第一百八条・第一百二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2 この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第六条第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者であつて、六十歳未満のものをいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

三 農林漁業団体職員共済組合の組合員(任意継続組合員を含む。)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業務」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)(の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務(連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。)

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「加入者等」と総称する。)(の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関(企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。)(又は連合会への通知

ハ 給付を受ける権利の裁定

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

8 この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

9 この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(企業型年金加入者を除く。)(をいう。

10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

11 この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(個人型年金加入者を除く)をいう。

12 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であつた者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であつた者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

第一款 企業型年金規約 (規約の承認)

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 二以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げ

る事項を定めなければならない。

一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(第四十七条第五号、第七十条、第七十一条及び第七十八条を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所

二 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地(厚生年金保険法第六十一条第三号に規定する船舶(以下「船舶」という。)の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地)

三 事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあつては、その行う業務

四 事業主が第七条第一項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(第八十八条第一項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業務を営む者をいう。以下同じ。)(第七条第二項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。)の名称及び住所並びにその行う業務

五 資産管理機関の名称及び住所

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格に関する事項

七 事業主が拠出する掛金(以下「事業主掛金」という。)の額の算定方法に関する事項

八 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項

九 企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額(以下「返還資産額」という。)の算定方法に関する事項

十一 企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

十二 その他政令で定める事項 (承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第三項各号に掲げる事項が定められていること。

二 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあっては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度(第五十四条第一項において「企業年金制度」という。)及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗ずる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。

四 提示される運用の方法の数又は種類について、第二十三条第一項の規定に反しないこと。

五 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者(以下「企業型年金加入者等」という。)による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

六 企業型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

七 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年以上である場合又は企業型年金加入者が当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合について、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。

八 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約(以下「企業型年金規約」という。)を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(規約の変更)

第五条 事業主は、企業型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織

する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む）」と読み替えるものとする。

第六条 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第二款 運営管理業務の委託等
(運営管理業務の委託)

第七条 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

2 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

3 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、

事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

第八條 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）又は厚生年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）を相手方とする生命共済の契約

四 損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする損害保険の契約

2 前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約（以下「資産管理契約」という。）の締結を拒絶してはならない。

3 資産管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき者を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

4 資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に關し必要な事項は、政令で定める。

第九條 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としなない。

第十條 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一 実施事業所に使用されるに至ったとき。

二 その使用される事業所若しくは事務所（以下「事業所」という。）又は船舶が、実施事業所となったとき。

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

(資格喪失の時期)

第十一條 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 実施事業所に使用されなくなったとき。

三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。

六 六十歳に達したとき。

第十二條 企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなす。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日にさかのぼって、その選択した一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者でなかったものとする。	(企業型年金運用指図者) 第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。 一 第十一条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)	業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下企業型記録関連運営管理機関という。)に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。	ない。 第三節 掛金 (事業主掛金) 第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。 2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。
4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかったときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の企業型年金のうちその一の企業型年金を選択したものとみなす。	二 企業型年金の企業型年金加入者であった者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの	2 企業型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第一項の規定により選択した企業型年金その他の事項を事業主又は企業型記録関連運営管理機関に申し出なければならない。	第二十條 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額(一月につき拠出することのできる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。 (事業主掛金の納付) 第二十一条 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付するものとする。
5 甲企業型年金の企業型年金加入者が同時に乙企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った場合において、第一項の規定により乙企業型年金を選択したときは、その者は、乙企業型年金の企業型年金加入者となつた日に、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失する。	2 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。 3 企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第三号に該当するに至つたときは、当該至つた日)に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。 一 死亡したとき。 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。 三 当該企業型年金の企業型年金加入者となつたとき。	第十七条 企業型年金運用指図者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を企業型記録関連運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。)に申し出なければならない。 (企業型年金加入者等原簿) 第十八条 企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。	2 事業主は、事業主掛金を納付する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。
6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した企業型年金の企業型年金加入者でなくなつたときは、その者は、その日に、当該企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得する。	4 第十二条の規定は企業型年金運用指図者の資格について、前条の規定は企業型年金運用指図者である期間(以下「企業型年金運用指図者期間」という。)を計算する場合について準用する。 (通知等) 第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連	2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であつた者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができ、この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。	第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(企業型年金加入者期間) 第十四条 企業型年金加入者である期間(以下「企業型年金加入者期間」という。)を計算する場合	第十四条 企業型年金加入者である期間(以下「企業型年金加入者期間」という。)を計算する場合について準用する。 (通知等) 第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連	2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であつた者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができ、この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。	第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者については、当該企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を合算する。	第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連	2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であつた者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができ、この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。	第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三條 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法(第二十五條第二項及び第二十六條において「提示運用方法」という。)のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

一 銀行その他の金融機関又は国を相手方とする預金又は貯金の預入

二 信託会社への信託

三 有価証券の売買

四 生命保険会社若しくは国又は農業協同組合(農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。)その他政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み

五 損害保険会社への損害保険の保険料の払込み

六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結

2 企業型運用関連運営管理機関等は、前項の運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十四條 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

(運用の指図)

第二十五條 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2 前項の運用の指図は、提示運用方法の中から一又は二以上の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連運営管理機関等に示すことにより行うものとする。

3 企業型記録関連運営管理機関等は、第一項の運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた同項の運用の指図を第二十三條第一項の規定により提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4 資産管理機関は、前項の通知があったときは、速やかに、同項の通知に従って、それぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければならない。

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六條 企業型運用関連運営管理機関等は、

提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

(個人別管理資産額の通知)

第二十七條 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

第五節 給付

第一款 通則

(給付の種類)

第二十八條 企業型年金の給付(以下この款において「給付」という。)は、次のとおりとする。

一 老齢給付金

二 障害給付金

三 死亡一時金

(裁定)

第二十九條 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下この節において「受給権者」という。)の請求に基づいて、企業型記録関連運営管理機関等が裁定する。

2 企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理機関に通知しなければならない。

第三十條 給付の額は、企業型年金規約で定める(給付の額)

とにより算定した額とする。

(年金給付の支給期間等)

第三十一條 給付のうち年金として支給されるもの(次項において「年金給付」という。)の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金給付の支払期月については、企業型年金規約で定めるところによる。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十二條 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第二款 老齢給付金

(支給要件)

第三十三條 企業型年金加入者であった者であつて次の各号に掲げるもの(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳以上六十一歳未満の者 十年
- 二 六十一歳以上六十二歳未満の者 八年
- 三 六十二歳以上六十三歳未満の者 六年
- 四 六十三歳以上六十四歳未満の者 四年

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、死亡一時金は、その人数によって等分して支給する。

4 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

5 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後五年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

(欠格)

第四十二条 故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第六節 事業主等の行為準則

(事業主の行為準則)

第四十三条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲

内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、第七条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

4 事業主(運用関連業務を行う者である場合に限る)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

(資産管理機関の行為準則)

第四十四条 資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

第七節 企業型年金の終了

(企業型年金の終了)

第四十五条 企業型年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

一 次条第一項の承認があったとき。
二 第四十七条の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。

三 第五十二条第二項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認の申請があった場合について準用する。

第四十七条 事業主(企業型年金を共同して実施している場合にあつては、当該企業型年金を実施している事業主の全部)が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その実施する企業型年金の企業型年金規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 事業主が死亡したとき その相続人
二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
三 法人が破産により解散したとき その破産管財人
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき その清算人

五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなったとき(前各号に掲げる場合を除く) 厚生年金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員
(政令への委任)

第四十八条 この節に定めるもののほか、企業型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第八節 雑則

(運営管理業務に関する帳簿書類)

第四十九条 事業主(運営管理業務を行う者である場合に限る)は、厚生労働省令で定めるところにより、運営管理業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第五十条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業主に対する監督)

第五十二条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主がその実施する企業型年金に關し法令、企業型年金規約若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、又は事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期間を定めて、事業主に対し、その違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 事業主が前項の命令に違反したとき、又は企業型年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該事業主の企業型年金規約の承認を取り消すことができる。

(厚生年金基金の特例)

第五十三条 厚生年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 厚生年金基金は、資産管理契約に係る業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第五十三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令

で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。この場合において、移換を受ける資産のうち当該企業型年金の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるものの額は、第二十条に規定する拠出限度額、当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間等を勘案して政令で定める額を超えてはならない。

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による資産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

第一款 個人型年金規約

第五十五条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 連合会の名称及び所在地
- 二 第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管

理機関を含む。)の名称及び住所並びにその行う業務

三 個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「個人型年金加入者等」という。)による確定拠出年金運営管理機関の指定に關する事項

四 個人型年金加入者が拠出する掛金(以下「個人型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法に關する事項

五 運用の方法の提示及び運用の指図に關する事項

六 個人型年金の給付の額及びその支給の方法に關する事項

七 個人型年金の実施に要する事務費の負担に關する事項

八 その他政令で定める事項

(承認の基準等)

第五十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 一 前条第二項各号に掲げる事項が定められていること。
- 二 提示される運用の方法の数又は種類について、第七十三条において準用する第二十三条第一項の規定に反しないこと。
- 三 個人型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。
- 四 個人型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。
- 五 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

3 連合会は、前条第一項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約(以下「個人型年金規約」という。)を公告しなければならない。

(規約の変更)

第五十七条 連合会は、個人型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

第五十八条 連合会は、個人型年金規約の変更(前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第五十六条第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(個人型年金規約の見直し)

第五十九条 連合会は、少なくとも五年ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

第二款 運営管理業務の委託等

(運営管理業務の委託)

第六十条 連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。

3 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 一次条第一項の申出の受理に關する事務

二 第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出の受理に關する事務

三 積立金の管理に關する事務

四 積立金の運用に關する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に關する事務

五 その他厚生労働省令で定める事務(個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に關する事務を除く。)

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項第一号、第二号及び第五号(厚生労働省令で定める事務に限る。)に掲げる事務を受託することができる。

第二節 個人型年金加入者等

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定

めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第七十一条第一号に規定する第一号被保険者(同法第八十九条(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び第九十条の二第二項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者(第三項第八号において「企業年金等対象者」という。)を除く。)

2 個人型年金加入者は、前項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 六十歳に達したとき。

三 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき(前二号に掲げる場合を除く。)

四 国民年金法第七十一条第三号に規定する第三号被保険者となつたとき。

五 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となつたとき。

六 国民年金法第八十九条(第二号に係る部分

に限る。)、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七 法律によつて組織された共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつたとき。

八 企業年金等対象者となつたとき。

4 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、個人型年金加入者でなかつたものとみなす。

(個人型年金加入者期間)

第六十三条 個人型年金加入者期間を計算する場合には、月によるものとし、個人型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 個人型年金加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の個人型年金加入者期間を合算する。

(個人型年金運用指図者)

第六十四条 第六十二条第三項各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。))は、個人型年金運用指図者とする。

2 前項の規定によるほか、企業型年金加入者であつた者(企業型年金又は個人型年金に個人別

管理資産がある者に限る。))又は個人型年金加入者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。))は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となることができる。

3 個人型年金運用指図者は、第一項に規定する者については個人型年金加入者の資格を喪失した日に、前項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ個人型年金運用指図者の資格を取得する。

4 個人型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該至つた日に、個人型年金運用指図者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 個人型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。

三 個人型年金加入者となつたとき。

5 第六十二条第四項の規定は個人型年金運用指図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関の指定)

第六十五条 個人型年金加入者等は、厚生労働省令で定めるところにより、自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関を指定し、又はその指定を変更するものとする。

(届出)

第六十六条 個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を連合会に届け出なければならない。

2 前項の規定は、個人型年金運用指図者について準用する。

3 連合会は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の届出があったときは、速やかに、その届出があった事項を個人型年金加入者等が指定した記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「個人型記録関連運営管理機関」という。)に通知しなければならない。

(個人型年金加入者等原簿等)

第六十七条 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する原簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 個人型記録関連運営管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する帳簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

3 個人型年金加入者及び個人型年金加入者であった者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、第一項の原簿若しくは前項の帳簿の閲覧を請求し、又は当該原簿若しくは帳簿に記録された事項について照会することができ、この場合においては、連合会及び個人型記録関連運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第三節 掛金

(個人型年金加入者掛金)

第六十八条 個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十九条(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。)についてのみ行うことができる。

3 個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更する。

(拠出限度額)

第六十九条 個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額(一月につき拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の上限として、個人型年金加入者の種別(第一号加入者(個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。))又は第二号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。))の区別をいう。)並びに国民年金基金の掛金及び農業者年金基金の保険料の額を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(個人型年金加入者掛金の納付)

第七十条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2 第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

3 前項の場合において、厚生年金適用事業所の事業主は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

4 連合会は、第一項及び第二項の納付を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を個人型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。

(個人型年金加入者掛金の源泉控除)

第七十一条 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の個人型年金加入者掛金(第一号加入者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金)を給与から控除することができる。

2 厚生年金適用事業所の事業主は、前項の規定によつて個人型年金加入者掛金を控除したときは、個人型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を第二号加入者に通知しなければならない。

第四節 個人型年金の終了

第七十二条 個人型年金は、連合会が解散するに至つた日に終了する。

2 前項に定めるもののほか、個人型年金の終了に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 企業型年金に係る規定の準用

第七十三条 前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について、第四十三条第一項から第三項までの規定は連合会について準用する。この場合において、第二十二「条中「事業主」とあり、並びに第二十五「条第三項及び第四項、第二十九「条第二項、第三十三「条第三項、第三十四「条、第三十七「条第三項並びに第四十「条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替へるほか、同章第四節及び第五節並びに第四十三「条第一項から第三項までの規定に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

第六節 雑則

(連合会の業務の特例)

第七十四条 連合会は、国民年金法の規定による業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、この法律の規定による業務を行う。

(個人型年金規約策定委員会)

第七十五条 連合会に、個人型年金規約策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、又は個人型年金規約を変更しようとするときは、策定委員会の議決を経なければならない。

3 この法律の規定による連合会の業務に係る次に掲げる事項は、国民年金法第三十七「条の十一第一項の規定にかかわらず、策定委員会の議決を経なければならない。

一 毎事業年度の予算

二 毎事業年度の事業報告及び決算

三 その他個人型年金規約で定める事項

(区分経理)

第七十六条 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と

区分して整理しなければならない。

(国民年金基金の業務の特例)

第七十七条 国民年金基金は、連合会の委託を受けて、第六十一条第一項各号に掲げる事務を行うことができる。

2 国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(個人型年金についての事業主の協力等)

第七十八条 厚生年金適用事業所の事業主は、当該厚生年金適用事業所に使用される者が個人型年金加入者である場合には、当該個人型年金加入者に対し、必要な協力をするとともに、法令及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

2 前項の場合において、国は、厚生年金適用事業所の事業主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(国民年金法の適用)

第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三十七条の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項(第一号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法(平成十二年法律第二号)の規定による連合会の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十七条の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三十八条の表第五十五条(第二項、第十二条第二項を準用する部分を除く。及び第五項を除く。)の項中「一時金」とあるのは「一時金(確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。)」と、同法第四十

平成十三年六月十二日 衆議院会議録第三十八号

確定拠出年金法案及び同報告書

二条第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約(次項において「個人型年金規約」という。)」と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令(確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。)」と、「事業」とあるのは「事業(確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。)」と、同法第四十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 第七十七条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第二号)第七十七条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 個人別管理資産の移換
(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十条 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及

び第四号に掲げる者を除く。)

乙企業型年金の資産管理機関

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。)

連合会

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び次号に掲げる者を除く。)

連合会

四 第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者

連合会

2 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限り、第三号に掲げる者を除く。)

乙企業型年金の資産管理機関

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)

連合会

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)

連合会

3 甲企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)

者に通知しなければならない。

(個人型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十一条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。)

が第六十二条第一項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者であつて、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)

が第六十二条第一項の申出と同時にその者の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

3 連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(個人型年金運用指図者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者が第六十四条第二項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に前三条の規定により移換されなかったもの(当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。)

二 当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が前三条の規定により移換されなかったもの

2 当該企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等は、前項の規定により当該企業型記録関連連営管理機関等に係る者の個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

3 当該企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等は、第一項の規定により個人別管理資産が移換された者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該個人別管理資産が連合会に移換された旨を公告しなければならない。

(事業主への資産の返還)

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から前条までの規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換す

べき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項に規定する場合においては、返還資産額に相当する金銭を当該返還資産額に係る事業主に返還するものとする。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等

(税制上の措置)

第八十六条 確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税(都民税を含む。)及び市町村民税(特別区民税を含む。)の課税について必要な措置を講ずる。

(指導及び助言)

第八十七条 国は、事業主及び連合会に対し、確定拠出年金の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第六章 確定拠出年金連営管理機関

第一節 登録

第八十八条 確定拠出年金連営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではな

らない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金連営管理業を営むことができる。(登録の申請)

第八十九条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称及び住所
二 資本金額(出資の総額及び基金の総額を含む。)

三 役員の氏名及び住所
四 営業所の名称及び所在地

五 業務の種類及び方法
六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第九十条 主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金連営管理機関登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、確定拠出年金連営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者
二 第四百四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 この法律、厚生年金保険法その他政令で定める法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

四 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金連営管理業の遂行に支障を生ずると認められる法人

五 その役員のうち、第四百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金連営管理機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

その他政令で定める者のある法人
2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九十二条 確定拠出年金運営管理機関は、第八十九条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九十三条 確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき 確定拠出年金運営管理機関であった法人を代表する役員
- 二 破産により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であった法人の破産管財人
- 三 合併及び破産以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であった法人の清算人
- 四 確定拠出年金運営管理業を廃止したとき 確定拠出年金運営管理機関であった法人を代表する役員

第二節 業務

(標識の掲示)

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項

の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十五条 確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもって、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませてはならない。

(書類の閲覧)

第九十六条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十一条第七十三条において準用する場合を含む。の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(業務の引継ぎ)

第九十八条 確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

- 一 第七条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第三項の規定による運営管理業務の委託に係る契約(以下「運営管理契約」という。)の変更又は解除があったとき
- 二 第六十五条の規定による指定の変更があったとき
- 三 第九十三条の規定により登録が効力を失ったとき

第四百四条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令に基づいて主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第一百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約束すること
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約束すること
- 三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)

四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であつて、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。

六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものの指図を行つこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二十一条第三項に規定する投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行つことを明示して行つ場合を除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第一百一条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第一百二条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省

令で定めるところにより、その業務についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第二百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第二百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第九十一条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であ

ると認めるとき。

(登録の抹消)

第二百五条 主務大臣は、第九十三条の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分公告)

第二百六条 主務大臣は、第二百四条第二項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(政令への委任)

第二百七条 この節に定めるもののほか、確定拠出年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 雑則

(厚生年金基金及び国民年金基金の業務の特例)

第二百八条 厚生年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 厚生年金基金及び国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十三年法律第 号)第八十八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に

関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十三年法律第 号)第八十八条

第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国に対する特例)

第二百九条 国は、確定拠出年金運営管理業(個人型年金に係るものに限り)を行うものとし、総務大臣がこれを管理する。

2 第八十八条、第九十一条、第九十三条、第九

十八条(第三号又は第四号に掲げる場合に限る。)、第二百四条第二項(第八十八条第一項の登録の取消しに係る部分に限る。)、及び第二百五条並びに第八章の規定は、前項の規定により国が確定拠出年金運営管理業を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定により国が確定拠出年金運営管理業を行う場合については、前項に規定する規定を除き、国を確定拠出年金運営管理機関とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(期間の計算)

第一百十條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別

段の規定がある場合を除くほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(資料の提供)

第一百十一条 社会保険庁長官は、連合会に対し、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。

(書類等の提出)

第一百十二条 確定拠出年金運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。)は、必要があると認めるときは、給付の受給権を有する者(以下「受給権者」という。)に対して、障害の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第一百十三条 個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会(受給権者が死亡した場合にあっては、当該受給権者を裁定した者に届け出なければならない。)

2 第六十六条第三項の規定は、連合会が前項の届出を受理した場合について準用する。

(主務大臣等)

第一百十四条 前章における主務大臣は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

5 内閣総理大臣は、前章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

6 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣への資料提出等)

第百十五條 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、確定拠出年金運営管理業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(実施規定)

第百十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、前章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は主務省令で、その他この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

(経過措置)

第百十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八十八條第一項の登録を受けずに確定拠出年金運営管理業を営んだ者
- 二 不正の手段により第八十八條第一項の登録を受けた者

三 第九十五條の規定に違反して、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませた者

四 第百九條第一号から第三号までの規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百九條第四号の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

二 第百四條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、確定拠出年金運営管理業を営んだ者

第百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第八十九條第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第百一一條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

四 第百一一條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

五 第百三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九十四條第一項の規定に違反した者

三 第九十四條第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第九十六條の規定に違反して、書類を備えず、若しくは加入者等の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは加入者等に閲覧させた者

五 第百四條第一項の規定による命令に違反した者

第百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十八條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十九條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

三 第五十條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十八條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第八十條第三項、第八十一條第三項、第八十二條第二項又は第八十三條第二項の規定に違反して、通知をしない者

七 第八十三條第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者

第百二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十六條第一項の規定に違反して、通知をしない者

二 第十六條第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

三 第四十七條、第六十六條第一項、第九十三條又は第百十三條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十三條及び第二十四條の規定 平成十三年四月一日

二 附則第十五條中「地方税法第三十四條第一項第四号及び第三百十四條の二第一項第四号の改正規定並びに附則第十六條の規定」 平成十四年四月一日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日〇から国民年金法等

の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第三号に定める日前までの間における第六十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「第九十条の三第一項」とあるのは「第九十条の二第一項」と、一「されている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者」とあるのは「されている者」と、同条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項」とあるのは「又は第九十条の二第一項」と、「されたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付する」とあるのは「されたとき」とする。

2 施行期

この法律の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間における第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「第五十五条(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。))及び第五項を除く。」とあるのは、「第五十五条」とする。

(脱退一時金)

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳未満であること。
- 二 企業型年金加入者でないこと。
- 三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。
- 四 障害給付金の受給権者でないこと。

五 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間(第五十四条第二項の規定により第三十条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。))及び個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)を合算した期間をいう。が一月以上三年以下であること。

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

2 前項の請求があつたときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあつては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 企業型年金加入者であつた者(個人型年金運用指図者を除く。)は、第一項の請求は、第六十四条第二項の申出と同時に行うものとする。

4 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

5 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(厚生年金保険法の一部改正)

第五条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(確定拠出年金を実施する場合における基金に関する特例)

第三十条 基金(確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の施行の日前に設立された基金(同法の施行の日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。))に限る。以下同じ。は、設立事業所の事業主が同法第二条第二項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」という。)を実施する場合においては、第百三十二条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、規約で定めるところにより、加入員の全部又は一部について、企業型年金加入期間(基金の加入員であつた期間のうち同時に当該企業型年金の同法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間であつた期間をいう。次項並びに第三項第一号及び第二号において同じ。)を年金給付の額の計算の基礎としないこととする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付の額の計算の基礎とするものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十四条の二、第百三十二条第二項その他この法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととされた企業型年金加入期間を当該基金の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十一条第五項の規定の適用については、特定加入員(第一項の規定により企業型年金加入期間を年金給付の額の計算の基礎としないこととされた加入員をいう。以下この条において同じ。)を基金の加入員でない者とみなす。

三 第百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「各月」とあるのは、「各月(附則第三十条第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととした月を含む。)」とする。

四 第百三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「半額」とあるのは「半額(附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係る掛金にあつては、当該事業主が全額)」と、同条第二項中「掛金」とあるのは「掛金(附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係るものを除く。)」とする。

4 第一項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち特定加入員となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち特定加入員となるべき者以外の者の二分の一以上

企業共済等掛金(控除)に規定する「規模企業共済等掛金」という。

別表第三の備考中「平均和算率」を「平均和算率」に改める。

別表第四の表中「平均和算率」を「平均和算率」に改め、同表の注を次のように改める。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

イ 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

ロ 「社会保険等」とは、第七十四条第一項(厚生年金保険法)に規定する社会保険及び第七十五条第一項(国民年金法)に規定する国民年金(厚生年金基金)に規定する「規模企業共済等掛金」をいう。

別表第四の備考中「平均和算率」を「平均和算率」に改める。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の所得税法以下この条において「新所得税法」という。の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新所得税法第四編第一章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、この法律の施行の日(以下この条及び附則第十四条において「施行日」という。)以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等(以下この条及び附則第十四条において「給与」という。)について適用し、施行日前に支払

うべき給与等については、なお従前の例による。

3 新所得税法第九十条の規定は、平成十三年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「掲げる者」を「定める者」に、「寄付金を寄附金に改め、厚生年金基金契約の下に、確定拠出年金資産管理契約」を加え、同条第二項中「又は第八十四条第一項」を「若しくは第八十四条第一項」に改め、「厚生年金基金契約の下に、確定拠出年金資産管理契約」を、「に係る信託の下に」又は「厚生年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託」を、「当該信託会社」の下に「又は当該厚生年金基金」を加える。

第八十四条第一項中「管理の受託の業務」の下に、「確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法(平成十二年法律第二号)第二

条第三項(定義)に規定する個人型年金を実施する業務」を加え、同条第二項中「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第一号中「厚生年金基金契約の下に、確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る信託財産の価額として政

令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第二号中「厚生年金基金契約の下に、確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 各確定拠出年金資産管理契約につき、

当該契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第三号中「適格退職年金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定拠出年金資産管理契約につき、

当該契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第四号を次のように改める。

四 確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る損害保険の業務を行う内国法人に次掲げる金額の合計額

イ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これら

の契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項に次の一号を加える。

ハ 確定拠出年金法第二十三条に規定する個人型年金を実施する同条第五項に規定する連合会 同法第六十一条第一項第三号(事務の委託)に規定する積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

第八十四条第三項中「規定する信託の契約をいい」の下に、「前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八十四条第一項(資産管理契約の締結)の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「同条第二項第一号(連合会の業務)の業務」の下に並びに確定拠出年金法(平成十二年法律第二号)第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する同法第三十三条第三項(支給要件)、第三十七条第三項(支給要件)及び第四十条(支給要件)に掲げる給付」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 確定拠出年金運営管理業の登録

確定拠出年金法(平成十二年法律第 一項登録)の確定拠出年金運営管理業の登録	号)第八十八条第 登録件数 一件につき九万円
--	---------------------------

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「寄付金」を「寄付金」に改め、「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正)

第十三条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの規定中「平成十一年法律第八号」を「平成十一年法律第八号」に、「平成十一年法律第八号」を「平成十一年法律第八号」に、「平成十一年法律第八号」を「平成十一年法律第八号」に、「平成十一年法律第八号」を「平成十一年法律第八号」に改める。

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第三十四条第一項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「除く。」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 確定拠出年金法(平成十二年法律第
号)第五十五条第二項第四号に規定

する個人型年金加入者掛金
第七十二条の三第一項ただし書、第七十二条の八十第一項ただし書及び第二百九十四条の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第三百十四号の二第一項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「除く。」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

号に規定する個人型年金加入者掛金
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 前条の規定による改正後の地方税法

(次項において「新地方税法」という。)第三十四条第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第三百十四号の二第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(郵便貯金法の一部改正)
第十七条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。
第十一号の二(資産管理機関等の郵便貯金に関する特例) 確定拠出年金法(平成十二年法律第
号)第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)(以下「資産管理機関等」という。))が同法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として準用する。

第十八条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「交付に関する業務」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第
号)第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)(以下「資産管理機関等」という。))が同法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として準用する。」を加える。

(郵便法の一部改正)
第十八条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「交付に関する業務」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第
号)第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)(以下「資産管理機関等」という。))が同法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として準用する。」を加える。

第十九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正

規定により国債証券を購入保管したときは、当該国債証券については、同条第四項の規定は適用せず、当該資産管理機関等の請求により当該資産管理機関等を引き渡すものとする。

第十六条第一号中「第十条ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 確定拠出年金法第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関又は同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。))に限る。が同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として通常郵便貯金をすると

き。

(郵便法の一部改正)
第十八条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「交付に関する業務」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第
号)第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)(以下「資産管理機関等」という。))が同法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として準用する。」を加える。

第十九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正

第十九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正

関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに当せん金付証券法」を、「当せん金付証券法」に改め、「交付に関する業務」の下に「並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第六十九号)並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第六十九号)の取扱いに関する法律(平成十三年法律第六十九号)第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。

○郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十三年法律第六十九号)第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務

十二号法律第六十一号第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業を加える。

(簡易生命保険法の一部改正)

第二十条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「被保険者」の下に「(当該保険契約が確定拠出年金法(平成十二年法律第六十一号)第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する措置として締結されたものであるときは、保険契約者)を加える。

第五十九条第四項中「保険契約においてはを(保険契約(保険契約者を年金受取人とするものを除く。))においては」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第二十一条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「交付に関する事務」の下に「(確定拠出年金法(平成十二年法律第六十一号)第六十一条の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保

險募集に関する事務

十一号第一項の規定により国民年金基金連合会から総務省に委託された事務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業に関する事務を加える。

(簡易郵便局法の一部改正)

第二十二号 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六号中「交付に関する郵政窓口事務」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第六十一号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務に関する郵政窓口事務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業に関する郵政窓口事務」を加える。

第十号第一項中「及び当せん金付証券法」を「当せん金付証券法及び確定拠出年金法」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第二十三条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「この条」の下に「次条を加え、「次項」を「次項及び次条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(確定拠出年金に係る預金の特例)

第五十四条の二 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法(平成十二年法律第六十一号)第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関(同法第八十一条第一号に規定する信託の受託者に限る。)又は同法第二十五条に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の

受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。))に限る。)(以下「資産管理機関等」という。)である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八十一条に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二十一条第七号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。)のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。))において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二十一条第三項に規定する個人別管理資産額をいう。)(に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当預金等債権」という。))を当該加入者等の預金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機

関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の預金等に係る債権と当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権があるときは、当該加入者等の預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十三条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二十一条第二項に規定する個人別管理資産をいう。)(に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるの

は、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項とする。

一 第一項の場合において、破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受けるとき 第二項第十一項

二 第二項の場合において、第五十三條第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき 第五十八條第一項

三 第二項の場合において、破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡するとき 第五十九條第二項

5 第一項の場合において、機構が第二百二十七條第一項各号に掲げる金融機関から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の適用については、同項中「第五十四條第一項から第三項まで」とあり、及び「同條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十四條の二第一項及び第二項」とする。

附則第二十三條に次の二項を加える。

7 第五十四條の二第一項の場合において、附則第六條の二第一項の保険事故が発生したときにおける第五十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「前條第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六條の二」と、同條第二項中「前條第二項」とあるのは「附則第六條の二第二項」とする。

8 第五十四條の二第一項の場合において、次に掲げる規定により機構が保険金の額を計算するときにおける当該規定の適用について

は、当該規定中「第五十四條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十四條の二第一項及び第二項」とする。

一 附則第十六條第一項
二 附則第十八條第二項

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 前條の規定による改正後の預金保険法第五十四條の二の規定は、平成十三年四月一日以後に発生する預金保険法第四十九條第二項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(一部改正)
第二十五條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号) 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中この条の下に、次条を、「次項の下に」及び次条を加え、同條の次に次の条を加える。
(確定拠出年金に係る貯金等の特例)
第五十六條の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法(平成十一年法律第二十号)第七項第一号に規定する資産管理機関(同法第八條第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。)又は同法第二條第五項に規定する連合若しくは同法第六十條第一項第三号

に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)に限る。)(以下「資産管理機関等」という。)である場合におけるその者の保険金の額は、前條第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八條第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二條第七項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。)のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。)において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二十三條第一項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この項において「個人別管理資産額」という。に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額」という。))を当該加入者等の貯金等に係る債権とみなして前條第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権について前條第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前條第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前條第二項の規定を適用する場合における保険基準額に該当する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。
一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等

に係る債権と当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権があるときは、当該加入者等の貯金等に係る債権の元本を先とする。

一 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十五條第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二十三條第一項に規定する個人別管理資産をいう。)に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六條第一項から第三項まで並びに第五十六條の二第一項及び第二項」とする。

第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務を他の農水産業協同組合が引き受けるとき 第二項第九項

第二項の場合において、第五十五條第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき 第六十條第一項
第三項の場合において、経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき 第六十一條第三号

5 第一項の場合において、機構が第二百二十七條第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六條第一項から第三項まで」とあり、及び「同條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六條第一項から第三項まで並びに第五十六條の二第一項及び第二項」とする。
附則第六條の二に次の一項を加える。

5 第一項に規定する保険事故が発生した場合における第五十六条の二の規定の適用については、同条第一項中、前条第三項から第三項までとあるのは、附則第六条の二第一項から第三項までと、同条第二項中、前条第二項とあるのは、附則第六条の二第二項とする。

附則第七條第一項及び第九條第二項中「第五十六條第一項から第三項までの下に並びに第五十六條の二第一項及び第二項を加える。」

附則第十一條中「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の」を「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の」に改め、同条のうち

確定拠出年金法附則第二十四條の次に二條を加える改正規定中「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)を」を「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)を」に改め、「連合会」の下に

「若しくは同法第六十一條第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。))に限る。」を加える。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六條の二の規定は、施行日以後に発生する同法第四十九條第三項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正)

第二十七條 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一條から附則第五條までを削り、附則第一條の見出し及び条名を削る。

(農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第二十八條 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條を削る。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十九條 金融庁設置法(平成十年法律第三百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「から十まで」を「から十まで」に改め、同条第三号に次のように加える。

ノ 確定拠出年金運営管理業を営む者

(総務省設置法の一部改正)

第三十條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第七十九号二中「並びに当せん金付証券法」を、「当せん金付証券法」に改め、「交付に

関する業務」の下に「並びに確定拠出年金法(平成十二年法律第六十九号)第二條第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」(平成十二年法律第 号)第六十一條第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九條第一項の規定による確定拠出年金運営管理業」を加える。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の効力)

第二十八條 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)のうち、附則第二條の規定

はこの法律による改正後の郵便法の規定を、附則第三條の規定はこの法律による改正後の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の規定を、附則第四條の規定はこの法律による改正後の郵政事業特別会計法の規定を、附則第五條の規定はこの法律による改正後の総務省設置法の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第百号の次に次の一号を加える。

百の二 確定拠出年金事業に関すること。

第三十條第一項中「第百号」の下に、「第百号の二」を加える。

(別紙)

確定拠出年金法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 確定拠出年金は、自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度であることから、この制度に対する国民の理解が深まるよう制度内容の周知徹底を行うなど、制度の円滑な実施を図るために必要な環境整備に努めること。

二 確定拠出年金は、公的年金の上乗せの年金制度の新たな選択肢として、労使合意に基づき導入される制度であり、企業型年金規約の承認に当たっては、労使合意がなされていることの確認を的確に行うこと。

三 確定給付型の企業年金等から確定拠出年金へ

の移行に当たっては、労使合意がなされていること、並びに従前の確定給付型の企業年金及び移行時における権利の保護が十分なされていることの確認を的確に行うこと。

四 加入者が資産運用について適切な知識を持つことができるよう、事業主等から加入者に対し、個別の運用商品を含めた資産運用に関する必要な情報提供が行われるようにすること。

五 受託者責任については、事業主や運営管理機関など確定拠出年金の管理・運営に関わる者は、その内容を十分理解し、受託者責任を踏まえて行動すること。また、政府は、受託者責任の理念が十分に浸透するように努めること。

六 事業主、国民年金基金連合会や運営管理機関が確定拠出年金の実施に関し業務上保管・使用する個人情報について、その適正な保管・使用に万全を期すよう指導を行うこと。

七 加入者の利益が図られるよう、運営管理機関(記録関連運営管理機関、運用関連運営管理機関)の幅広い参入とその競争を基本に、管理手数料がサービスに応じて適正な水準となるように配慮すること。また、手数料についての情報が、加入者に適切に提供されるようにすること。

八 確定拠出年金の拠出限度額など拠出のあり方については、制度の実施状況などを踏まえ、今後とも検討すること。

九 国民年金の第三号被保険者については、公的年金制度における第三号被保険者に係る取扱いに関する検討結果を踏まえ、確定拠出年金への加入のあり方について検討すること。

十 年金課税のあり方について、確定給付型の企

業年金などのバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。

十一 金融・証券市場に対する国民の信頼と安心を確立するため、市場の透明性を高める等の改革を進めるよう努めること。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年六月十一日

提出者

厚生労働委員長 鈴木 俊一

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたすらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法」の廃止に関する法律が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわ

れのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下「補償金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、「ハンセン病療養所入所者等」とは、らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。)により、らい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。)その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国立ハンセン病療養所等」という。)に入所していた者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているものをいう。

(補償金の支給)

第三条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

(請求の期限)

第四条 補償金の支給の請求は、施行日から起算して五年以内に行わなければならない。

2 前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかった者には、補償金を支給しない。

(補償金の額)

第五条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千四百万円

二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千二百万円

三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン

病療養所等に入所した者 千万円

四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 八百万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であつて、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間(昭和三十一年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分		退 所 期 間		額
前項第一号に掲げる者	前項第二号に掲げる者	前項第三号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
			百二十月以上二百六十月未満	四百万円
			二百六十月以上	六百万円
			二十四月以上百二十月未満	二百万円
前項第二号に掲げる者	前項第三号に掲げる者	前項第四号に掲げる者	百二十月以上	四百万円
			二十四月以上	二百万円

3 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。

4 昭和三十五年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間の退所期間の月数について

は、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。

(支払未済の補償金)

第六条 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、そ

の者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものともみなす。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第七条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(譲渡等の禁止)

第八条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(名譽の回復等)

第十一条 国は、ハンセン病の患者であつた者等について、名譽の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であつた者等の意見を尊重するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

ハンセン病の患者であつた者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等の精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であつた者等の名譽の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約七百億円の
見込みである。